

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成27年12月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成27年12月11日 金曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 5 時50分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 甲第 3 号議案 平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 乙第12号議案 財産の取得について
- 3 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 4 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 5 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 6 請願平成26年第 1 号、陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第147号、同第158号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第134号、同第136号、陳情平成26年第24号、同第40号、同第42号の 2、同第43号、同第66号の 2、同第67号、同第68号、同第81号、同第93号、同第100号、陳情第 1 号、第 2 号、第16号、第23号、第42号、第46号の 2、第50号、第51号、第66号、第71号、第79号の 2、第101号、第104号、第107号及び第112号
- 7 名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果について（追加議題）
- 8 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	上原	章	君
副委員長	砂川	利勝	君
委員	座喜味	一幸	君
委員	新垣	哲司	君
委員	仲村	未央	さん
委員	崎山	嗣幸	君
委員	玉城	満	君
委員	瑞慶覧	功	君
委員	玉城	ノブ子	さん
委員	儀間	光秀	君
委員	具志堅	徹	君
委員	喜納	昌春	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島田	勉	君
農業振興統括監	島尻	勝広	君
農林水産総務課長	石垣	永浩	君
流通・加工推進課長	玉那覇	靖	君
農政経済課長	崎原	盛光	君
糖業農産課長	西村	真	君
営農支援課長	新里	良章	君
畜産課長	長崎	祐二	君
水産課長	新里	勝也	君

漁港漁場課長	島袋均君
商工労働部長	下地明和君
ものづくり振興課長	座安治君
企業立地推進課長	金城清光君
情報産業振興課長	仲榮眞均君
雇用政策課長	喜友名朝弘君
労働政策課長	屋宜宣秀君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君
観光政策課長	渡久地一浩君
観光振興課長	茂太強君
文化振興課長	前原正人君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

甲第3号議案、乙第12号議案、乙第16号議案から乙第18号議案までの5件、請願平成26年第1号、陳情平成24年第81号外52件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第3号議案平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第1号）及び乙第16号議案指定管理者の指定についての審査を一括して行います。

ただいまの議案2件について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）甲号・乙号議案説明要旨。この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の説明に当たりまして、資料1、平成27年第8回沖縄県議会（11月定例

会) 乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料の平成27年第8回沖縄県議会(定例会)議案(その1)一議案書(その1)及び平成27年第8回沖縄県議会(定例会)議案(その2)一議案書(その2)の該当ページについても御案内いたします。

それでは、甲第3号議案平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算(第1号)と乙第16号議案指定管理者の指定については、関連しますので一括して御審査をお願いいたします。

資料1の1ページをお開きください。

議案書(その1)については13ページ、議案書(その2)乙号については34ページとなっております。

まず最初に、概要について乙第16号議案から御説明申し上げます。

本議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体を選定しております。

なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日とする予定であります。

次に、補正予算について甲第3号議案を御説明申し上げます。

本議案は、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者の指定について、5年間にわたる債務負担行為の設定に係る補正予算となっております。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより甲第3号議案及び乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 指定管理者の議案が今回2件上がっていますが、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区—国際物流那覇地区の指定に当たって、幾つぐらいの応募があったのかお尋ねいたします。

○下地明和商工労働部長 今回の応募は、株式会社沖縄ダイケンと協同組合沖縄フリーストードゾーン、この2法人で構成される沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体の1企業体のみだったと聞いております。

○仲村未央委員 この1企業体のみということが、この間に結構あるのかなということでやりとりをさせていただいていますので、この数年内に商工労働部の指定管理者議案を平成24年度から過去3年ほどさかのぼると、5件ほどの指定管理者の議案が上がっているのです。それぞれの応募件数、公募に応じて幾つあったかというのも調べていらっしゃるでしょうから、その答弁をいただけませんかでしょうか。

○金城清光企業立地推進課長 委員から質疑のありました当該那覇地区におきましては、平成24年度に公募をしており、その際の応募者は1者でありました。

○仲村未央委員 これは平成24年度、平成26年度もそうですか。

○金城清光企業立地推進課長 平成24年度における指定管理者議案の期間が平成25年度からの3年間になりますので、公募としてはその1回でございます。

○仲榮眞均情報産業振興課長 沖縄IT津梁パークも続けてということでしたので御説明申し上げます。平成24年11月議会において3年間の指定管理、これは2者ございます。

○座安治ものづくり振興課長 平成24年度にうるま市の州崎地区にあります沖縄健康バイオテクノロジー開発センターも指定管理でございますけれども、これは1者の応募でございました。

○仲村未央委員 今、御答弁いただいたように、この間の指定管理者3年分をさかのぼっていただいたものと、今回提案のものも含めて大体多くて2者で、ほとんど1者というような応募の状況が続いているわけですね。これについては、指定管理者制度そのもののこの間の議論の中でも課題になっているとこ

ろであると思うのですが、この理由について、今回のものも含めてどのように見ていらっしゃるかお尋ねします。

○下地明和商工労働部長 今回の那覇地区の指定管理者に応募した企業は、株式会社沖縄ダイケンを中核とする協同組合沖縄フリートレードゾーンとの共同企業体ですが、株式会社沖縄ダイケンは指定管理者制度が始まる前から清掃業務などを受託しており、那覇地区に関して非常に詳しい状況にあったのが一つと、あの地域が保税地域ということで、協同組合沖縄フリートレードゾーンと組むことによって制度的な企業への支援もできるということを含めて、そういったノウハウを蓄積してきたことで他の企業がそういうことを持っていないこともあり、入りにくいのではないかと考えております。他の施設についても、やはり一度するとその施設に関してかなり熟知、ノウハウを積み重ねるところもあり、そうやってきているのではないかと判断をしております。

○仲村未央委員 実際にそうだと思うのです。指定管理者制度を導入したときには、直営、さもなくば指定管理者がという選択肢に分かれていく中で、結局その市場性や競争性を働かすことによって、本来は提供されるサービスの質も向上されるでしょうと。また、競争の中で、委託にかかるコストが削減されるでしょうと。両方のメリットを打ち出しながら、これを全国あまたの公共施設に導入していったと。結果としてふたをあけてみると、全く競争性が働くどころか応札の時点で手も挙げない。これは結局、コストの削減というものを強く意識する余りに、本当に次の指定管理者として3年後、5年後へつながるのかという状況の見通しがきかない中で、企業そのものがその業務に投資をしていくことが非常に難しくなるかと。1回手を挙げたところがどうしても有利になる。その後、その他の者が参入する環境がなかなか見出せないということで、今、全く競争力どころか、1者応札のみが続いている状況が出ているのです。ですから、これはどこがやるのかということになりますと、手を挙げたところの評価をしていく中でしか実際には委託をさせられないのですが、この課題は商工労働部に限ったことではないにしても、どこかで見直しを迫られる、制度の根幹の形骸化と言われても仕方がないのかなというように感じるのです。そこは皆さんの中でどのような議論があるのか、課題を感じていらっしゃるのかお尋ねします。

○下地明和商工労働部長 まだ、この制度が導入されて10年足らずという中で、一番古くて3回目の公募ですが、確かに御指摘の嫌いは今、出始めているのか

なという感はします。しかし、指定管理者制度に移行したことによって、今まで施設の軽微な修繕など、どうしても行政では長い手続を踏まなければならなかったものが迅速に手当てできる。そういったことで、施設管理という意味ではメリットが出てきているのではないかと思っております。ただし、今お話がありましたように、特に商工労働部が抱えている施設は特殊な施設が多く、そのノウハウの蓄積が非常に大切になってくることもあり、一度構築するとこれがなかなか動きにくい状況になってきているのかという判断はしております。ただ、もう一つ、今回これまでの3年を5年としたわけですが、期間を延ばすことによって企業の安定経営を見通せることもあり、これまで非正規だった社員を正規にしたという事例も若干ですが出つつありますので、今後、どういう運営をしていくかということで指定管理者制度の使いようは変わってくるのかなと考えております。今すぐに是非を問うというのは時期尚早かなという判断をしております。

○仲村未央委員 おっしゃるように、今すぐこれをどう見直していくかということは、沖縄県だけでこの制度をつくり上げたわけではありませんので、全国的に似たような課題が今、散見されているのだろうと感じます。今おっしゃるように制度10年という中で、既に競争力を失っているというか、市場参入を呼び込めないという実態は明らかでしょうから、そこを今後の庁内の課題の一つとして、どうしてもコストを重視しますので、これは実績に応じて積算を組むと思いますが、実際に継続する中でも人件費等にかなりしわ寄せが行っていると感じます。そこもぜひ洗っていただいて、全庁的な課題の一つとして、商工労働部としても位置づけて議論を重ねていただきたいと思いますので、提案をして終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 予算としては4億6000万円ですか。説明をお願いできますか。

○金城清光企業立地推進課長 今回の那覇地区の指定管理料として、平成28年度から平成32年度までの間で4億6037万5000円という債務負担行為予算を計上してございます。

○砂川利勝委員 過去3年間の予算と比較してどうですか。

○金城清光企業立地推進課長 平成27年度における所要額として、8904万4527円という額になっております。

○砂川利勝委員 単年度で8900万円ですね。5年間ですから、若干上がっているという捉え方でよろしいですか。上がった根拠はどういうものがあるのですか。

○金城清光企業立地推進課長 いわゆる4号棟関連で警備の数がふえるということ、出入り口をふやすなどして警備員の配置をふやすという点で、その部分が増額となっております。

○砂川利勝委員 前にも説明されたと思いますが、業務内容はこういったことをしていますか。

○下地明和商工労働部長 人件費、消耗品費、修繕費とさらに今、説明があった警備や清掃、設備の点検に対する業務委託、その他の施設の維持管理という内容が主でございます。

○砂川利勝委員 当然、今は人件費が上がっていますよね。どうでしょうか。

○下地明和商工労働部長 人件費は、全体として上がる傾向にあるというのは承知しております。当然にこれは見積もりをとって、応募の中で採択しているという条件ですので、そういったことはクリアできるということで応募していると認識しております。

○砂川利勝委員 多分いろいろ厳しい中で、事業者は大変苦労しているのではないかと思います。微増で1000万円少しは上がっていると思うのですが、やるところがなくなったら大変なことになると思いますので、1者しか手を挙げ切れないという現実、やはりなかなかコスト的にも厳しいのではないかと思いますので、この金額でできるというのであれば、しっかりやっていただきたいと思います。

○下地明和商工労働部長 事情変更等によって、急激な人件費高騰ですとか、いろいろな状況が変化した場合には当然に改定も視野に入れておりますので、

そのときはまた調整の上、債務負担行為も上げなければならないというわけで、また皆さんに諮っていただくことになるかと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今回の質疑とも関連するのですが、特に私は指定管理者の指定でコスト削減の対象になるものが、どうしても人件費ではないかと思っているものですから、そこでかなり厳しくなって人件費が引き下げられる、あるいは非正規雇用がふえていくようなことになっていないかというところが気になるのですが、この間、正規雇用がこの中でふえているというお話をなさっていたと思うのですが、正規と非正規の雇用状況は具体的にどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 この指定管理者制度の中で申し上げますと、実際に指定管理を受けて運営する人件費、プラスその設備の管理をしたり、清掃したり、警備をしたりというのは委託という形で外注しているものですから、そういう中で委託のところまでは入り込めない。県からいいますと、指定管理を受けたところが全部みずから行うわけにはいかない部分については、再委託と言っていいのか、それをするわけですから、そこをどう捉えるのかということがありまして、実際に全体を管理する指定管理者はほぼ正社員ですが、再委託先ではパートやアルバイト、特に清掃などに対しては多いかと思います。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、株式会社沖縄ダイケンでの正規雇用、非正規雇用の状況はわかりますか。

○金城清光企業立地推進課長 平成27年度の現在の状況ですが、正規が9名、非正規が9名で正規率が50%でございます。

○玉城ノブ子委員 再委託している従業員は何名いるわけですか一含めているわけですね。そういう意味では、半分が非正規という状況ですので、その中から正規雇用が最近生まれているわけですか。ふえているというお話を先ほどしておりましたが。この間の非正規の状況はどうですか。

○下地明和商工労働部長 この件に関して正規がふえたということではなくて、別の件ですが期間を5年にしたことによって、これまで非正規だった職員

を正規として見通せる一期間が長くなったことによって見通せることで、正規がふえている事案があるということで、この件に関してということではありません。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、そこで働いている人たちの身分をどう保障していくか。やはり県が指定管理をするわけですから、そこで働いている労働者の正規雇用化を進めていくことは非常に大事な課題だと思いますので、その点では、人件費の保障と同時に正規雇用を図っていくことを指定管理者で指定しているところに対しても話し合い、助言は必要ではないかと思います。正規雇用をふやしていくことへの県の認識を聞かせてください。

○下地明和商工労働部長 今回の那覇地区の指定管理にしても、恐らく9対9、5割という企業立地推進課長からの話がありましたが、多くはどうしても短時間で行う清掃のパートの部分が非正規で、それ以外の部分では正規が多いと思っております。業務の態様によってもいろいろありますので、そこら辺はにらみながら、可能であれば正規でという話は当然に行っていく立場だと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案及び乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 続きまして、乙第17号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

資料1の2ページをお開きください。

議案書(その2)については35ページとなっております。

本議案は、沖縄IT津梁パーク施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄IT津梁パーク施設の管理は、沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理

に関する条例により指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。

なお、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 今、見ていると砂時計のような感じがしているのですが、前の議案の管理団体として長い名称があって、株式会社沖縄ダイケン、これも株式会社沖縄ダイケンとなっていますが、これは同じ会社なのか別なのか。

○下地明和商工労働部長 株式会社沖縄ダイケンは、同じ法人です。

○具志堅徹委員 皆さんが管理させるところの課の名前は別々にありますよね。情報産業振興課と別の課で。指定管理を担当する2つの課がありますが、それが株式会社沖縄ダイケンの1つだけになっているので気になるのです。そのあたりはどうですか。

○下地明和商工労働部長 施設の担当課は、国際物流拠点産業集積地域那覇地区を所管している企業立地推進課と、沖縄IT津梁パークを担当している情報産業振興課と2つの課に分かれております。当然に施設にしても、那覇市の一角にある施設とうるま市にある施設で機能も全く違いますので、別々に指定管理者をしているということです。

○具志堅徹委員 受けるのは別々の場所ですが、株式会社沖縄ダイケンという会社は1つなので、先ほどの正規雇用化、非正規雇用の話も含めて、そこから発信してまた2カ所にいろいろな形で委託したり、又貸しというか、また契約するような感じになっている気がするものですから。頭は2つで根元は1つで、

根っこはまた2つになっていて、ここがペーパーカンパニーになっていて、後は委託するような感じにも見えるものですから、その辺はどういった解釈をするのか。

今の情報産業振興課と企業立地推進課で指定管理をするのですよね。受けるのは株式会社沖縄ダイケン。ところが、そのの皆さんがやるというわけではなくて、いろいろと子会社みたいな、下請みたいな感じで別々に仕事をさせるとい感じになっている気がするものですから、少し気になるなど。

○下地明和商工労働部長 そういうことではありませんで、本体である株式会社沖縄ダイケンがそこにどういう人員配置をして、どのような管理業務をしてというきちんとした管理計画をもとに人も配置して、沖縄IT津梁パークを指定管理者として管理しますという業務を全部決めて管理させます。那覇地区の場合も、同じ企業であってもまたそこではどういった管理をしますよ、どういった人員配置をしますよということを全部決めて、そこでもまた指定管理をするということで、企業は一緒なのです。子会社ではありません。それぞれで1つの企業がそのの管理をすると。子会社にさせて、ペーパーカンパニーということではありません。

○具志堅徹委員 実際に仕事をする皆さん、その皆さんと県が直接対応すれば一私の表現はまずいかもしれませんが、ペーパーカンパニーという表現は、途中で一定の契約金を握って、あとは実際少ない金額でさせられたら困るなど。ですから、人件費その他で非正規で使ったりする結果になりはしないかと。9名で何十名かの皆さんを使っている、そんな仕組みになってはいないかと危惧する話です。

○下地明和商工労働部長 それは全くないと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 契約金額は幾らですか。

○仲榮真均情報産業振興課長 指定期間の5年間の金額は、それぞれ単年度で6483万7000円、5年間の合計で3億2418万5000円となります。

○砂川利勝委員 先ほどの質疑の公募条件の中で、正規雇用何名、非正規何名という取り決めがあるのですか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 正規何名、非正規何名というよりは、公募に当たって我々の課だけではなく県の運用方針がございます。これで指定管理者を選定する際に、評価項目の中で労働法令の遵守、雇用・労働条件への適切な配慮ということが定められておりますので、応募の申請書を審査することになります。

○砂川利勝委員 幾つ応募してきたのですか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 今回5年間の沖縄IT津梁パークでは1者でございます。

○砂川利勝委員 1者しかないので、多分これまでの経験からすればしっかり管理できる企業だと評価できるかと。先ほどの人件費の問題に関しては、指定管理者がこれまでも問題がないということで皆さんが提案されているのですよね、実績も踏まえて。どうですか。

○下地明和商工労働部長 今、情報産業振興課長が答弁したように、きちんと審査項目の中にそういったものを入れて審査をしていますので、あとは運用されているかどうかのチェックもしますので、そういう中で確認していくというように行っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほどの続きですが、5件のうち応募があったのは2者が最大で、ほとんど全て1者であることの延長線上で、どうしても指定管理者の審査の基準の中で実績、ノウハウの蓄積の延長線上で評価に入っていくので、新規参入する気がうせる一評価点の中で最初から勝ち目がない、トライする意欲を喪失させるような配点になっている嫌いはないか。公平に審査される余地があると参入者が思わないことには、実績ベースでいくと、トライしてもとても評価配点の中で公平に見てもらえるような勝ち目がない、そもそも諦めてしまうというところがないかどうか。そこはどのように審査されていますか。

○下地明和商工労働部長 県が設置している施設に関して、そう特殊なものがあるわけではありませんので、そのような審査基準にはなっていないと思います。通常の施設の指定管理者の要件を満たすような、5本ほどの柱の中で採点をしておりますので、そこは私どもから見ればないのではないかと。その審査基準については情報産業振興課長から……。

○仲榮真均情報産業振興課長 今、商工労働部長が御説明した審査項目、基準ですが、1点目、県民の公平な利用を確保できるか。2点目、沖縄IT津梁パークの効用を最大限に発揮させるとともに効率的な管理運営ができるか。3点目、管理を安定して行える物的及び人的能力を有する者。4点目、設置の目的を達成するために十分な能力を有する者となっております。

○仲村未央委員 名目だけを見れば、審査に何か公平性を欠くようなことは表面上はないかもしれませんが、効率性でいえば、実績ベースで上げていくところは既に効率が試されている、整った上でのトライになるわけですから、参入が実際にはないという現状を鑑みれば、課題がないわけではないと思います。先ほどのことに行き着きますが、ぜひ指定管理者制度における課題をもう一度点検していただきたいと思います。

○下地明和商工労働部長 今の件で申し上げますと、沖縄IT津梁パークは、株式会社沖縄ダイケンの前は違う業者でした。ですから、必ずしもそんなに難しい要件ではないのではないかと。変わる場合もありますので、そこら辺はたまたま今回続いていることだと認識しております。今後、最初にもお話しいたしましたが、この制度を運用してまだ続くようでしたら、点検しなくてはいけないと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 公募をかけるときに、これまでの沖縄IT津梁パークの事業ですが、これを踏まえて新しく5年にするというときに、公募をかける段階で新しい項目や従来の条件とは違ったものが出ましたか。

○仲榮真均情報産業振興課長 今回で沖縄IT津梁パークの指定管理者は3回

目になります。条件の中での追加や削除したりというのは行ってごさいませんので、おおむねこの3回は同じ審査基準で行ってごさいます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回の指定管理者は5年になりましたよね。委員会からも3年よりは5年にしたほうがノウハウを生かせるということで5年になっていますが、1つは、管理に当たって長引けば長引くほど惰性に流されてはいけません。そういう意味で、いかに適正に施設管理をしているのかというのが大変重要になります。年度年度における検査、初期の目的が達成されているのかという検査、チェックはどんなされるのかというのが大変重要になるかと思いますが、どうですか。

○下地明和商工労働部長 指定管理者の業務チェックですが、これについては予算の執行、事業の執行もそうですが、適正な管理あるいは入居者に対する十分なサービス、それも含めてきちんとなされているのかというのは毎年度チェックしていくと。あるいは途中でそのサービス等に対する利用者、入居者等の声が出れば、その都度ヒアリング、チェックをしていくと考えております。

○座喜味一幸委員 もう少し具体的に聞きたかったのですが、指定管理をするに当たっての評価が大事になってくるかと思いますが、これぐらいのお金をもっての指定管理ですので、どういう場所に、どの業務にどういう配置をすべきなのかという積み上げが、結局この債務負担行為になっていると思うのです。そういう意味で、検査の内容もよりシビアに具体的に、緊張感を持って年度、年度通していくということが非常に大事だと思っております。その要資格者のポジション、配置すべき人員等が適正になされているかというのがこの業務では大事になってくる。これに対してこれまではどうしていたのか。そしてこれはどう考えているのかを教えてください。

○下地明和商工労働部長 当然、応募の段階で人員配置も含めまして管理計画をきちんとつくって、それをもとに指定管理をするわけですから、そこにどういう人が配置されてどういう業務を行ってきたのか、それは当然に設備管理等になると日誌や記録も必要になりますので、それを全部チェックするという形で進めてきております。

○座喜味一幸委員　ちなみに、どういう資格者が何名で、どういう施設に対してどういう人が何名配置されるべきかというのは、基本的対応として計画の中で押さえられていますか。

○下地明和商工労働部長　特に施設の場合は、電気主任技術者などの管理に必要なライセンス、資格が必要なものが多々あります。そういったものはきちんとチェックをして進めているところでございます。

○座喜味一幸委員　今の中でも、電気の高圧主任技術者ですとか、危険物取扱者などの人たちが配置される現場を何カ所か兼務できるというところまで、皆さんは指定をしているのですか。

○金城清光企業立地推進課長　国際物流那覇地区に関して申し上げますと、職員の中で、例えば設備保守の管理であれば第三種電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、ビル設備管理技能士1級、エネルギー管理員、第二種電気工事士、危険物取扱者となっております、常勤となっております。ほかにも保安警備につきましても常勤であり、清掃員も常勤で配置してございます。

○座喜味一幸委員　指定管理は5年にわたって行ったときに、たまたま事故があったときに県として責任はどうなのか。そういういろいろなことがある。そういう意味では、5年といえども年度における指定管理に対してしっかりとした緊張感を持たないと、5年に延ばしたことが惰性になったり、ある意味では独占的な苦情が出るようなことにならないように、そういうことを3年から5年に延ばしたことに対して、しっかり取り組んで適正な管理をしていただきたいと思いますが。

○金城清光企業立地推進課長　今おっしゃる点につきましては、定期の指定管理業務の評価として指定管理者制度運用委員会を開催しておりまして、そちらの中で管理者が提出した事業報告書に関して、委員会での委員の意見を承ることを行うほか、必要がありましたら指定管理業務、経理の状況に関して随時報告を求め、施設内において管理業務の調査を行うこととしております。

○座喜味一幸委員　公募も1件ということで、今後とも5年間1者になりますので、ぜひとも県民から疑義を持たれないような適正な指定管理に関してしっ

かりしていただきたいと。他の指定管理も含めて、商工労働部長の決意をお願いします。

○下地明和商工労働部長 企業立地推進課長からもありましたように、指定管理者制度の運用に関しましては、チェックをきちんとして適正な施設管理と評価されるように頑張っていきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料3、平成27年第8回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が20件、新規陳情がゼロ件となっております。継続陳情20件のうち、19件につきましては前定例会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に変更のありました継続陳情1件について御説明いたします。修正のある箇所は下線により表示しております。

資料3の24ページをお開きください。

陳情第16号沖縄県公契約条例の制定を求める陳情に係る修正箇所について、

御説明いたします。修正箇所は25ページとなりますので、そちらをお開きください。

9月定例会の経済労働委員会後の庁内での意見交換や、調査結果を踏まえた修正であります。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第16号沖縄県公契約条例の制定を求める陳情ですが、先ほど処理方針の中において、公契約条例の制定に当たっては有識者等で構成する検討委員会を設置して、条例のあり方等について意見を聞く必要があると。準備を進めているということですが、この準備の内容を聞かせていただけますか。

○屋宜宣秀労働政策課長 学識経験者、使用者側、労働者側からなります有識者検討委員会を開いた後に条例のあり方、既に制定している県が4県ございますけれども、制定事例等も参考にしながら進めていくと。あり方もそうですし、そのものについて、場合によっては組合関係者や業界団体等にも意見を聞いた上で進めていく必要があるということで、今、予算要求等の準備を進めているところでございます。

○崎山嗣幸委員 この検討委員会は、次年度から設置をして準備していく方針ですか。

○下地明和商工労働部長 新年度において予算を要求し、検討委員会を開催していきたいと思っております。準備段階として、今年度中にどういう委員会にするのか、メンバーはどういう方にするかを含めて、予算のかからない準備を

進めて、次年度から開催していきたいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 他県で4県、公契約条例を制定しているという事例がありますが、ここで言われている県の公共工事、業務委託、指定管理者も含むという陳情内容がありますが、ここは対象も含めてこれから議論するということですか。それとも庁内で議論したことについて、どこに問題点があるのかについては把握しているのですか。

○**下地明和商工労働部長** 各関係課の意見を伺ったり、ある一定の基準を決めて条例の対象となりそうな契約は何件あるか等、今ベーシックな調査をしております。そういうことを行いながら、公契約条例のあり方によって行政、あるいは実際の受ける側の民間事業者にどのような事務負担がいくのかも含めて、もろもろ比較しながら条例のあり方によってどう違うのかを含めながら、今後検討していくということで、ベース部分での議論を庁内でしている程度でございます。

○**崎山嗣幸委員** 県の公共工事に関するものを中心に行うと思いますが、業務委託や指定管理者も含めて該当させるという方向の議論ですか。それともまだこの辺は何も検討していないのか。対象範囲はどうですか。

○**下地明和商工労働部長** あり方も含めてというレベルですので、それは行政で最初から決めるのではなく、検討委員会の中で具体的な検討をしていただきたいと考えております。どうしても行政だけでしてしまうと違う方向もあり得るので、できれば多くの中で議論をした上で、使い勝手のあるものができればと思っております。それは条例のあり方によってメリット、デメリットがかなり変わってきますので、有識者も含めてそういったところを検討委員会で検討していただければと思っております。行政内部ではある程度話はしておりますけれども、それだけでは足りないものも多かろうと思っておりますので、次年度の検討委員会に託したいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 検討委員会が立ち上がるときには、当然に骨格を皆さんから提案するかと思いますが、次年度、検討委員会を設置するときに、今までの他県の状況や皆さんが問題点等を整理をした上で、その資料を提案していくと思いますが、この骨格づくりはどう考えていますか。

○**下地明和商工労働部長** まだそこまでは市内では至っておりませんが、他の自治体においてもさまざまなレベルで公契約条例があると聞いております。中には要らないということで、制定しないことを決めた自治体もかなりあると聞いておりますので、どういうことでそうなったのかも含めて、今後調査をしながら、あり方も含めて真っ白といえれば真っ白の状況で議論したいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 公共工事で働く労働者が低賃金になったり、契約して労務賃等いろいろな条件で差異があったり、いろいろな問題点があつて公共工事に係る皆さんの契約に基づく働く人たちの賃金も含めて、公平かつ一定の水準を保たせようという目的だと思うのですが、その問題点があつてこの条例の目的としてくれということだと思つてはいるのですが、いずれにしても骨格が定まっていないということですから、こちらの目的が定まってから提案しなくてははいけませんので、検討委員会をつくる前に問題点等はなぜこれを制定しなければならないのか、県内における公共工事の実態がどうなっているのかを検証しないと、検討委員会をつくっても堂々めぐりをして何が問題点なのかわからなくなつてしまうのですが、検討委員会をする前に他県の状況、県内の公共工事の実態、賃金の関係については調べ上げてから検討委員会へ持ち込まないと、今言ったような議論になると実現性も難しいと思つてはいるのですが、商工労働部長としては、公契約条例に関する検討委員会を設けて準備を進めていくというわけですから、皆さんは立ち上げていくという答弁なのです。そうすると、やっぴいこうということは一緒ですので、わかりませんではいかないと思つてはいますので、皆さんの処理方針の中では、やっぴいこうという気持ちの中での準備ですよ。

○**下地明和商工労働部長** 主として我々が判断するというわけではないということでありまして、当然に行政サイドとして判断材料となるようなものをつくり上げて検討委員会に提起をしながら、その中でどういったあり方がいいのか議論していただくということで御理解いただきたいと思つてはいます。

○**崎山嗣幸委員** 有識者の意見を聞くことも重要ですので、皆さんからすれば公契約条例の意義・目的を踏まえて検討委員会をつくらうということですので、ただ有識者に任せるといふことではないと思つてはいるのです。問題があるから、意味があるから走らせるわけですから、意味がなければ検討委員会をつくる必要はないのです。意味があつて委員会をつくと提案しているわけですから、前向きに資料をつくつて、実現できるような方向でぜひ有識者にかけてもらい

たいと私は思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 公契約条例の件ですが、有識者委員会を立ち上げようというところで、ここで検討するとなっていますので、公契約条例を制定するという必要性があってそういった方針を打ち出していますので、そういう意味では、皆さんは今の実態がどうなっているのかについて、きちんと調査をすることが必要だと思いますが。

○下地明和商工労働部長 先ほどから申し上げておりますように、特に県の公契約条例をつくる際には、今の契約の実態や中身のある程度資料として準備した上で提示しながら、検討委員会の皆さんには検討していただくことになろうかと思えます。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、私は公契約条例が必要だと思うのです。公共工事関係で働いている皆さんの意見がきちんと反映できるような条例にしていかなくてはいけないと思うのです。検討委員会を今年度中に立ち上げるわけですか。

○下地明和商工労働部長 先ほども御説明しましたように、今年度中に準備を進めて、検討委員会のメンバーをどうするのか等を行いまして、次年度以降に予算を要求して進めていきたいと考えておりますので、実際の立ち上げは次年度になるかと思えます。

○玉城ノブ子委員 検討委員会の中に、働いている人たちの状況が反映できるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思えます。

来年度立ち上げて、そこで検討して、いつまでに条例の制定を考えていらっしゃいますか。

○下地明和商工労働部長 条例のあり方にもよりますけれども、他県の事例で言いますと大体一、二年、県によっては4年のところもあります。

○玉城ノブ子委員 何度も申し上げておりますけれども、ぜひ今の実態を皆さ

んがつかんで、その実態の中で働いている方の要求・要望がしっかりと生かされるような条例にさせていただきたいということを申し上げて、商工労働部長の決意をお願いします。

○下地明和商工労働部長 先ほどから申し上げておりますが、使用者側あるいは事業者、公契約に関する知見の深い方々を含めて有識者といわれている方、労働組合等も含めて全体が見える検討委員会にという形をつくれたらと思っておりますので、そういう中で、論議を踏まえてつくっていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今回は慎重にしないといけないという立場で質疑をしますが、検討委員会設置に向けた予算措置はいつごろを考えているのですか。

○下地明和商工労働部長 次年度の予算に計上したいと考えております。

○座喜味一幸委員 今回、公契約条例をつくらなければならない方向での基本的な課題は何ですか。

○下地明和商工労働部長 これまで、公共事業等含めて元請・下請等いろいろあるかと思いますが、その中で、賃金を含めて十分な処遇がされていない状況があるのではないかということ踏まえて、十分にできるようなシステムを構築すべきだという声を聞いて、検討したいと進めている次第でございます。

○座喜味一幸委員 現在の労働条件等のいろいろな指導監督等を含めて、労働基準監督署が機能していると思うのですが、それを越えて我々が条例をつくってやろうとしていることは何でしょうか。

○屋宜宣秀労働政策課長 公契約条例の目的につきましては、公共サービスの質の確保を受託する企業がしっかり労働環境を確保した上で行う部分に着目したという目的で制定するものでございます。確かに労働環境につきましては、実際に権限を持っているのは労働局ですが、質の確保の上で我々は県の公共工事の対象については検討してまいりますけれども、そういったものにつきます

でも確保されるべきものにといいことで、必ずしもそれに対して罰則を与える等の目的で制定するものではないという趣旨で御理解いただきたいと思ひます。

○座喜味一幸委員 陳情の中で、賃金決定に関して労働者代表等を含む委員会方式とすること、こういったいろいろな要求が出てくるはずなのです。そういった要求に対して、条例で反映されたときに、企業の経営にまで水を差すような状況があつてはならない。自由な経済活動があつて、最低労働賃金を守つて、起業家としての裁量が大いに発揮できるという基本的な状況が必要であつて、それを担保していくのが一番の原則であると思つております。そういう意味で、公契約条例の制定に当たっては、沖縄独自の企業の体質、国が決められている二省協定での賃金確保の部分についても、ローカル企業から見ると非常にきつい面がある。それをさらに労働基準法で沖縄の最低賃金を決めていくという形で、沖縄の企業の体質は本土とも違ふ。そういうものを十分に踏まえていかないと、公共事業をとつてもこれはデージャッサーというような状況。そういう縛り、足かせのように条例が動いたらいけない。そういうことで、私はこの検討委員会設置についても、沖縄経済の公共事業を受注する企業にとつて、何が問題でどこまでサポートして労働者をどう支援していくかということについては、沖縄の会社の構造までしっかりと把握した上で検討していただかないといけないと思ひますので、来年に予算措置をするという話でしたが、この問題をもっと明確に、正確にその企業にまでおろして、場合によっては労働者の環境まで把握した上で、しっかりとこの問題は取り組んでいただかないといけない。慎重で真剣な情報の蓄積の上に進めないといけないと思ひますけれども、商工労働部長はどうお考えですか。

○下地明和商工労働部長 そういう意味もありまして、労働者の代表だけではなく建設業の代表者、企業側の代表者も含めて議論しながら進めていくという場をつくっていきたいと思ひております。

○座喜味一幸委員 予算を計上して検討委員会を来年度設置して、その議論をするということですか。

○下地明和商工労働部長 そういうことです。

○座喜味一幸委員 これは丁寧に、事前の検討委員会設置までに明確な課題を

整理した上で、設置することを希望します。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 陳情第50号、第51号の南西石油株式会社—南西石油の石油精製事業の閉鎖に関する陳情で、処理方針に変化はないようですが、きのうの一般質問でも新里議員からありました。ブラジル国営石油会社ペトロbras社がいよいよ会社の都合がかなり厳しくなったという情報もありまして、商工労働部長の答弁では、4者でしっかり話し合っていくということでしたが、この陳情が出た後に、県としても知事を先頭に、商工労働部長を含めて大分国に要請もしっかり行ったことは評価していますが、その後の経過はどうなっていますか。新聞でしかわかりませんので、ある意味ではどのぐらい切迫してきたのか。当初に陳情が出た段階でも、すぐにやられるかという地元の危機感がありましたので、その後の状況を聞かせてください。

○下地明和商工労働部長 現状においては、その後も南西石油側は他社から購入して卸している現状の中で、逆ざやの状況が続いていると。卸売に対する値上げの申し出等があったようです。それに対しては、最終的に即導入ということにはならずこの12月を迎えておりますが、南西石油、ペトロbras社としても、今年度以降はかなり厳しいというような表明を受けております。私どもとしては、一義的に行政指導をすることも含めての権限を資源エネルギー庁が持っていることがありまして、その調整や指導状況の確認で11月16日に職員を派遣して意見交換をしました。その中で、安定供給に関しては沖縄に不安を残さないように必ず手当てはすると。ただし、価格については民間同士のやりとりですのでなかなか口を挟めない、踏み込めない現状だという説明を受けたと聞いております。そういう状況の中で2週間余りになりましたので、来週の火曜日には私が上京して、資源エネルギー庁と再度今後のスケジュールも含めて、どういう形に落ちつくのかということをお話しておきたいと思っております。その時点でどの程度まで進捗が見えるのかに関してはまだ情報は入っておりませんが、いずれにしても安定供給については国として間違いなくすることということで、あとは価格の問題についてもそういう議論をしていくということです。

南西石油自身のあり方については、まだどういうケースに落ちつくのかわからないのが現状です。完全に承継先が見つかって承継するのか、見つからない

場合には貯蔵タンクを運用して、他の元売に使わせて供給していく方法をとるのか、あるいは精油は一今の時点ではかなり難しいとわかっていますが、幸いにして精油を含めたものが見つかるのかというのは全くわからない状況です。南西石油がブラジルの国営会社ということもあり、全て向こうのルールにのっとって手続を進めるということで、こちらになかなか情報が入ってこないため、今、情報不足でじだんだを踏んでいるという状況になっております。

○喜納昌春委員 当初の段階での情報では、精製を含めて販売も従来どおりのもので会社も幾つか手を挙げていますし、販売だけというのもあって、しかし西原町側としては、石油精製の部分で百何名の雇用問題もありますから、ぜひ雇用の確保もということで町と議会が一体となって要請してきた経過があるのです。商工労働部長がおっしゃるように、あちらは国営であるだけに国ベースでのルールがあります。継承先の話で国を含めて、こちら側の我々がなかなか把握できにくい状況になっているのかと思うのですが、複数あったという話もありましたので、その辺について具体的に進展はないのでしょうか。

○下地明和商工労働部長 これについては複数ありましたが、消えたのも多数あります。どことどういう承継に向けて話がされているのかについては、今のところ情報はありません。我々としては、資源エネルギー庁に安定供給を最低限きちんとしてくれということを申し上げているところです。これは全力を挙げて行うという話は聞いておりますので、そこをまず県民に不安を与えないようにしていきたいと思えます。

○喜納昌春委員 皆さんがそうであれば、情報が入らないので地元側はいよいよ何もわからないのです。地元としては、もちろん結局は県全体の話になりますが、日本全体につながるかもしれないが、雇用の問題でも町当局も真剣に、今日の沖縄の雇用状況からすれば、百数十名も急になくなるというのは大変だということでの立ち上がりです。近々国へ行って調整するようですので、最終的には4社云々もあったので、いろいろな情報を町側にも出しながら、地元としてペトロブラス社と折衝したいというのがありますので、訴えながらでもいろいろな情報を地元側にもぜひ出していただきたいと思えます。

○下地明和商工労働部長 今、どういう承継がなされるかということが決まらない、状況がわからない段階で県側が下手に雇用について動くと、事業が全く承継されないこともあるかと。いろいろなことで今度は県民にエネルギー供給

の不安を与えることにもなりかねない。また、場合によっては社員の承継もあり得ることも考えていると。今、下手に動いて社員が散り散りばらばらにやめていったりすると、現在の供給体制の維持もできないことにもなりますので、我々としては今、即雇用に対する対策をとると、そういうこともあるので、事が決まったらすぐに動けるように労働局、南西石油の労働組合とも話をしながら、その中で落ち着いていこうと。しかし、決まったらすぐに動きますという話を進めております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 関連しますが、ブラジルのペトロbras社が来る前はエッソ石油でしたか。その前は何でしたか。

○下地明和商工労働部長 ジャパンエナジーという日本の企業でした。たしか8年前にJ Xホールディングス株式会社から株を100%ペトロbras社が買収したと覚えております。

○新垣哲司委員 たしか1968年ごろに工事をして、西原町にいたのでよく見た経過があるのですが、8年ほど経営して、今のブラジルの会社へ譲渡したということですか。

○下地明和商工労働部長 8年してからではなく、8年前に譲渡したということでございます。

○新垣哲司委員 ペトロbras社になってどのくらいの期間操業していましたか。

○下地明和商工労働部長 8年前に買収しておりますので、8年前から南西石油がペトロbrasの100%子会社として運営しています。

答弁の訂正がありまして、J Xホールディングス株式会社というのは間違っておりまして、東燃ゼネラル株式会社から株を買っております。

○新垣哲司委員 こういう状態になって、マスコミはいろいろな形で公表するのですが、今、皆さんのお話を聞くと非常に情報が不足だなと。正直に言うと、

この会社ではもう経営ができないという状態ではないですか。その辺はどうですか。

○下地明和商工労働部長 南西石油は毎年数十億円以上の赤字を出していますので、これ以上は続けられないということで、できれば譲渡先を探している状況だと認識しております。

○新垣哲司委員 雇用の心配まで出ているのです。現在の南西石油は年々赤字で、会社を維持することは難しいと。売却の話まで出ていますよね。我々の耳にも届くのです。本土の何がしという大手企業とか……。そうであれば、県としてもこれだけの従業員あるいは雇用の面からも、いろいろな形で積極的に会社の状況を聞く必要があるのではないかと思います。この辺はどう思われますか。

○下地明和商工労働部長 先ほど来、資源エネルギー庁の話はしていますが、当然に県としてもマスコミ等の情報が出たとき、あるいはそうでなくても、その都度来ていただいて話を聞いてはおります。しかし、こういう状況ですという説明をした後に一例えば、譲渡先が見つかりそうだと言いながら、少し交渉を進めて行くとだめになったと。状況がかなり変化していくものですから、その都度こちら側が出すわけにもいきませんので、話を伺いながらも慎重に様子を見ながら対応しております。

○新垣哲司委員 おっしゃるとおりだと思います。会社運営に対してこちらがどうのこうのと言うことはできないのですが、今後引き続き運営できるのか、あるいは今のように会社を継続していけるのかぐらいは聞けると思うのです。雇用の問題でも新聞に出るくらいははっきりしているのですから。その辺の外交というのか、よく聞いて、これだけの会社ですから、しっかり県としても内容を把握していただきたいと。県民にもわかる範囲で一まだ運営していますから、情報で会社にダメージを与えないようにしていただきたいと思います。

○下地明和商工労働部長 南西石油のあり方については、ベストは製油部門を残して全部承継するというケース。もう一つは、重油の需要がなくなったので精製は採算が合わない、精製能力が国全体として余っているという状況の中で、国としても製油部門は圧縮する方向にエネルギー政策が動いている中でこれをするのかということがありますので、タンクを使った販売会社での承継が一つ

考えられるのではないかと。もう一つは、それを承継することができれば、タンクは保持して他のメーカーに貸しながら、沖縄県へ供給していくという3つのパターンが考えられるのではないかと考えておきまして、いずれに落ちつくか、それによって社員の動きも大分変わってきますので、その辺を見きわめて動きたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情平成26年第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情について、今の雇用状況はどうなっていますか。

○下地明和商工労働部長 直近の状況でいえば、有効求人倍率は過去最高の0.89、失業率が4.9%で、全国と比べると全国の有効求人倍率は1を超えていますので、必ずしもベストとは言えませんが、沖縄県にとっては過去最高の雇用状況ではないかと考えております。

○砂川利勝委員 全体的に見るとまだ1になっていない中で、離島においては物すごい労働者不足がどこでも聞かれていますので、その点を踏まえてどういう考え方を持っていますか。

○下地明和商工労働部長 確かに有効求人倍率は石垣島ですと1.04、宮古島で1近くあったと思います。一番低い中部地区が0.5を切っていたという状況で、かなりアンバランスがあるのかなと考えております。そういう中で、どのように労働移動が起こるのか、あるいはそれ以外の要素としてミスマッチ解消、労働者の皆さんが必要とされる場所にどう移動してくれるかということも含めて、どういう対策をとったほうがいいのかという部分についてはかなり悩んでいるところです。

○砂川利勝委員 東京オリンピックも開催されますし、沖縄にも観光客がふえて、仕事もふえているという中で、今に始まった話ではないのです。当然に予測されていたことなのです。予測されていたのに頭が痛いという話では、これから先はそういう問題がもっと大きくなると思うのですが、根本的に部内でどういう方向性を持っているのか答弁してもらえませんか。

○下地明和商工労働部長 お叱りを受けるかもしれませんが、労働環境がこのように急速に改善することについては、正直に言ってかなりスピード感が違うのかなということ、まだしっかりと部内でも議論されていないのが実態です。

○砂川利勝委員 今の商工労働部長の答弁は大変重いですよ。こういう現実を踏まえてまだ議論していないという中で、これから先の沖縄はどうなるのかと。離島においてはせっぱ詰まっている状況です。公共工事が落札できない原因もまずこれが大きいのかと思っておりますが、わかっているのに部内でも協議がなされない。これは少し県政運営というか、沖縄のあり方が問われるのではないですか。これからどう伸ばしていくのか、人をどう確保していくのか。それも議論されないで、例えばMICEが来る、何が来ると言っていますが、果たしてこれはできるのですか。皆さんは他部局との政策も含めてどう考えていますか。まともにはできるのですか。今の答弁を聞くと、私はとてもできないと思うのですがどうですか。

○下地明和商工労働部長 今の御指摘の件につきましては、早急に関係部局も含めて、どういった人材がどれだけ必要なのかを一エリアによって濃淡もありますので、早急に議論してまとめていきたいと考えております。

○砂川利勝委員 例えば、観光客を1000万人誘致しますという目標を掲げて、それに到達していきそうな勢いでどんどんふえていますよね。そういう中で、またホテルがどんどんできているわけでしょう。そういうビジョンがある中で、これまで他部局とも何の打ち合わせもしていなかったことにならないのですか。どうでしょうか。

○下地明和商工労働部長 それぞれの振興計画を含めて、確かに人材の問題は出てきております。例えば当部でいえば情報産業もしかりですが、そういう人材については、それぞれのセクションも含めて具体的に話をしなければ、答えが出てこない問題だと思っております。情報産業においても、県内の人材だけではなかなか充足できない分野については今、Uターン人材の確保や海外の人材を活用すること等、いろいろと検討をそれぞれで始めております。したがって、観光分野もしかり建設分野もしかり、人材育成という部分で緊急雇用等を使っていろいろとしてきましたが、それでも間に合わないという状況が見えてきておりますので、さらにそれをどう改善すればいいのかを含めて関係部局とも議論を重ねて、早急に対応策を考えて行きたいと思っております。

○砂川利勝委員 もう一回最後に聞きますが、関係部局との調整は一度もなされなかったということですか。

○下地明和商工労働部長 具体的に対策を練るところまではしていませんが、業界団体に対して、特に人材不足分野においては、人材を確保するに当たっての対応策を業界に対しても行うとともに、そのときに関係部局も一緒になって話をしている段階でございます。

○砂川利勝委員 これはいつの話ですか。

○下地明和商工労働部長 去年、ことしと大体夏ごろに活動しております。

○砂川利勝委員 その会議をしたのであれば、どうしようという方向性や結果等は何が出たのですか。

○喜友名朝弘雇用政策課長 商工労働部長が先ほど御説明しました人材不足団体や業界に対する要請ですが、労働局と一緒に各部も入りまして、過去3年間で3回行っております。要請が終わった後に具体的な業界の団体へまいりまして、所管している土木建築部であったり子ども生活福祉部であったり、我々も労働局も入りまして意見交換をして議論等をしているところです。

○砂川利勝委員 ですから、議論をして、どのようにしようという結果が出たのですかと聞いているのです。

○喜友名朝弘雇用政策課長 人材不足業界につきましては、企業の経営改善や非正規雇用が多い等がありますので、その辺の改善をしてもらいたいということへの要請や意見交換をしたり、企業で行ってもらう役割がありましたり、求職者に対してはビジネスマナーであるとか、求職者側の役割がございますので、そういったことを県で支援しているところです。

○砂川利勝委員 少し論点がずれていませんか。私が聞いているのは人材不足ですから、この人材不足をどうやって解決していくのかという話です。今の説明は、県がこういう支援をしていくという話ですよね。私が聞いているのは、今まで商工労働部長と議論をした中で、人が足りないという分野に関して各部

局とまず調整したかと。それはされていないと。されていないと言うのであれば、どんな方々としたのか。人材不足を補うためにどうしているのかということを知っているのです。支援ではないですよ。いろいろしていることは、それはそれですばらしいことだと思いますが、今、人材不足が各分野で広がっていく、これからも予測されている中で、どういう対策をとっているのかということを知っているのです。

○下地明和商工労働部長 1分野ではありますけれども、対策として例えば人材不足が出た段階で、子育て支援課では保育士の免許を取得しやすくするために試験の回数をふやす、あるいは賃金を上げる等を具体的にしながら人材不足を補うという対策をしています。建設業の分野については、まだ具体的に緊急雇用以外になかなか出てこないのですが、それぞれの分野においてそういうことをしていただくということで、我々としては進めてきたつもりではございます。

○砂川利勝委員 これまで議論した中で、関係機関とのやりとりもそうですが、県は県としてしっかりと部内で調整をする、他部局ともしっかりと連携していただかないと、この問題は解決しないと思うのです。各部局で人手が足りないという話は出ますが、その源になるのは皆さんですよ。労働者に関しては商工労働部が所管ですので、皆さんがリーダーシップを発揮しないと前に進まないと思うのです。そういう意味も含めて、これから人手不足、人材不足といろいろな面で重要な役割だと私は思っていますので、皆さんが先頭に立って、しっかりと不足を解消するだけの意気込みを持ってやってもらいたいと思うのです。それについて、最後に商工労働部長の決意を聞かせてください。

○下地明和商工労働部長 いろいろと御指摘ありがとうございます。我々としては職業訓練校も持っていますし、人材育成も含め各部局と連携して、どういう人材が足りないのかも把握しながら、各部局に努力してもらおう役割についてもある程度お互いに明確にして、これから進めていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第12号議案財産の取得について審査を行います。
ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。
島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 お手元にお配りしております提出議案の概要に基づき、議案の説明をさせていただきます。

乙第12号議案財産の取得についてでございます。

この議案提出の理由は、サトウキビの難防除害虫イネヨトウの防除に必要とする交信攪乱剤の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

なお、イネヨトウ用交信攪乱剤の取得価格は7774万2720円となっております。
以上で、議案の説明を終わります。
よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第12号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 イネヨトウ交信攪乱用フェロモン剤というのは、病害虫を殺す薬ですね。これは今まで使っているのですが、規模が小さいということで用地の買収をする、拡大するということですか。その辺の説明をお願いします。

○新里良章営農支援課長 フェロモンチューブということで、イネヨトウを防

除する一殺傷するというのではなく、雄のイネヨトウをにおいでおびき寄せて、雌と交尾できないようにして密度を減らすという薬でございます。既に平成24年度から沖縄振興一括交付金事業で行っておりますが、全県のサトウキビ圃場の半分近くで行っております。平成27年度の計画も入れてです。基金事業等もありまして、その中でも行っておりますので、今年度ではほぼ全域を網羅して防除する予定であります。

○新垣哲司委員 平成24年度から行っているということですが、実績があるわけですか。効果的なものはどうですか。

○新里良章営農支援課長 おびき寄せるのはガ、メイ虫類ですが、そのガがサトウキビの芯を食害しまして、芯枯れという症状を起こすのですが、それによって減収するということになります。例えば、平成23年に伊是名村で多発生したのですが、2割ほどのサトウキビの減収がありました。近年、この事業も含めて一この事業の効果だけではないと思いますが、芯枯れ率はこの防除事業での効果ですが、芯枯れ率も減少しておりますし、事業を実施した地域では増収傾向にあります。効果はかなり出ていると考えております。

○新垣哲司委員 病虫害は発生する時期と年度によって大分違いますよね。その辺ですが、ことしはこういう病虫害が発生するなど。よく農家から聞かされているのですが、悪いときには2割ほど減収があるということで、これは農家にとっては非常に大変な問題であると思いますが、ここにある7700万円ですか、そのうちから基金をつくって行うということですか。

○新里良章営農支援課長 今年度の予算が1億4000万円で、そのうちの7000万円余りで交信攪乱用フェロモン剤を設置すると。予定としましては、今年度9市町村で1600ヘクタールほどを予定しております。残りの7000万円は農薬代ですとか、この農薬の効果的な散布方法の研究費ですとか事務費、旅費に充てることになります。

○新垣哲司委員 気象や台風などの関連も出てくるのですか。

○新里良章営農支援課長 年度ごとの発生消長があるかと思えます。また、場所によっても、今年度は離島地域一今から防除するところですが、石垣市ですとか、そういったところが多少発生が多いという場所的なものですか、年度

による気象も影響しているかと思います。

○新垣哲司委員 何でも害虫は早期に対策することが一番大事ですので、しっかり地域、農家の声も聞いて頑張っていたいただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 宮古島もイネヨトウの事業で結果が出ているということで、大変ありがたいと思っております。今の説明では、この事業は本年度で終わるという内容で書いてありますが、これは継続的に行っていないと再発生という状況があると思っておりますが、ある意味で、駆除状況を確認しながら事業をとめないといけないのではないかと。また再発生するといけないのではないかとありますが、その辺はどうですか。

○新里良章営農支援課長 イネヨトウのフェロモン剤は密度を下げるという効果がありますが、防除に関しては基本的に、例えば植えつけのときの農薬の粒剤、発生したときの液状の農薬散布、雑草等—イネ科のススキなどにも寄生しますので、そういった雑草等の防除が大切かと思っております。フェロモンチューブだけの防除は効果的ではなく、4つ、5つを組み合わせるといいますので、フェロモンチューブもいいのですが、特に農家指導においては雑草防除や初期の防除等を普及しながら、イネヨトウの防除に努めていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 わかりますが、今行っている設置状況。農薬を配って農家がみずからしておりますが、場所によっては中まで入れないですとか、そういう状況があって、結果として目に見えているのですが—これはまだ4つ、5つの処方があるといいますが、もっと多くの不妊状況をつくっておくことが抜本的な対策になるのではないかと。これは結果を見て調査をして、まだいるのかいないのか等の把握をしてから事業を打ち切るべきであって、できれば継続して、この際、イネヨトウは根絶したという状況までしっかりと把握してから事業は終結すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○新里良章営農支援課長 事業の継続等についてですが、平成27年度はフェロモンのチューブを使っているのですが、平成28年度にはもう少し効果的な散布

方法、それを今研究している段階であります。近々恐らくスプレー式の散布方法を開発して、その後のいろいろな事業につなげていこうと考えているところでございますが、フェロモンチューブによる事業は平成27年度が終期であると。発消長の調査に関しても、平成27年度、平成28年度もどこに多く発生するかという調査は継続的に続けていく計画はしております。

○座喜味一幸委員 大変よくわかりました。あわせてアリモドキゾウムシ、イモゾウムシなども沖縄振興一括交付金を使っていますよね。そういう意味で、技術的にある程度確立してきたゾウムシなどの駆除に対しても、一括交付金制度がある間にしっかりと速やかにやるべきだと私は思っていて、イネヨトウはさっとやってくれましたからありがたいのですが、病害虫のために輸出、島から出せない、そういう病害虫に対しては、一括交付金制度を含めてトータルとして速やかに対応すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○島田勉農林水産部長 ゾウムシ関連については農林水産部もかなり頑張っておりまして、久米島はできましたが、やはり範囲が広く、計画的にやっついていけないといけないのですが、委員のおっしゃることもよくわかりますので、なるべく集中的にできるように努力はいたします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時21分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成26年第1号及び陳情平成24年第123号外27件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

島田勉農林水産部長。

○島田勉農林水産部長 ただいまから、請願・陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今定例会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願 1 件、継続陳情 26 件、新規陳情 2 件でございます。

それでは、以上の請願・陳情 29 件について御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の 1 ページをお開きください。

継続の請願平成 26 年第 1 号につきましては、修正はありません。

3 ページをお開きください。

継続の陳情平成 24 年第 123 号から 19 ページの陳情平成 25 年第 47 号の 9 件につきましては、修正はありません。

21 ページをお開きください。

継続の陳情平成 25 年第 50 号の 2 は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

25 ページをお開きください。

19 行目の「今後、交渉結果の情報収集に努め、国に対し交渉経緯・内容の詳細な説明を求めてまいります。」を「平成 27 年 11 月 26 日に、国等に対し、TPP 協定が農林水産業に及ぼす具体的な影響について明らかにするとともに、生産農家等に対する十分な説明を行うこと等について、JA 等関係団体と連携し、要請したところであります。」に、時点修正しております。

27 ページをお開きください。

継続の陳情平成 25 年第 51 号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

32 ページをお開きください。

13 行目の「171 隻」を「180 隻」に時点修正しております。

34 ページをお開きください。

継続の陳情平成 25 年第 104 号の 2 につきましては、修正はありません。

39 ページをお開きください。

継続の陳情平成 25 年第 107 号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

41 ページをお開きください。

11 行目の「今後、交渉結果の情報収集に努め、国に対し交渉経緯・内容の詳細

細な説明を求めてまいります。」を「平成27年11月26日に、国等に対し、T P P協定が農林水産業に及ぼす具体的な影響について明らかにするとともに、生産農家等に対する十分な説明を行うこと等について、J A等関係団体と連携し、要請したところであります。」に、時点修正しております。

45ページをお開きください。

継続の陳情平成25年第113号から49ページの陳情平成25年第136号の3件につきましては、修正はありません。

52ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第42号の2は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

53ページをお開きください。

21行目の「171隻」を「180隻」に時点修正しております。

56ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第43号につきましては、修正はありません。

58ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第66号の2は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

60ページをお開きください。

25行目の「171隻」を「180隻」に時点修正しております。

62ページをお開きください。

継続の陳情平成26年第81号から77ページの陳情第79号の2の7件につきましては、修正はありません。

80ページをお開きください。

陳情第104号、新規陳情補完バースの整備に関する陳情、陳情者は伊是名村長前田政義であります。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

離島における定期フェリーの就航率向上は、島民の生活に直結する重要な課題であります。このため、勢理客漁港におけるフェリーバース等の整備については、伊是名村と協力して事業計画内容の検討を進めているところであります。

県としましては、引き続き、村等関係機関と連携を図り、沖縄振興公共投資交付金のうち地域水産物供給基盤整備事業による新規地区として、平成28年度に採択できるよう取り組んでまいります。

81ページをお開きください。

陳情第107号、新規陳情サトウキビ価格・政策確立に関する陳情、陳情者は、

沖縄県さとうきび対策本部本部長新崎弘光外1人であります。

要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としては、サトウキビ生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、平成27年11月26日に国等に要請を行っております。

要請内容については、①TPP協定交渉の大筋合意における甘味資源作物については、糖価調整制度が維持されたものの、政策支援の財源となる調整金収支への影響が懸念されることから、新たな財源を確保するなど、万全の対策を講ずること。②糖価調整制度の堅持と予算を確保すること。また、甘味資源作物交付金については、生産農家が安心して生産に取り組めるよう地域の生産条件や経済事情を考慮し、再生産が可能となるよう確保すること。③サトウキビ生産はいまだ生産回復の途上にあることから、さとうきび増産基金事業、セーフティーネット基金については、次年度以降の予算確保と新たな増産計画の策定と合わせた中長期的な生産対策を講ずること。④サトウキビの生産振興対策のため、土地基盤整備等の促進、ハーベスター等の高性能機械の導入等に必要な強い農業づくり交付金等の予算確保及び試験研究等の充実・強化のための予算を確保すること。⑤国内産糖交付金については、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、将来にわたって確保することなどであります。

要請の結果、平成28年産のさとうきび生産者交付金は、1万6420円と前年同様の単価水準となりました。

今後とも、関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情平成25年第107号砂糖制度の堅持、経営安定対策及びサトウキビ生産振興等に関する陳情について、T P Pの合意に伴い糖業分野が継続的に維持、向上できるようにという内容ですが、J Aのものもありますけれども、処理方針は一緒ですのでここで聞きたいと思います。この陳情の趣旨もそうですが、農林水産関係ということで、特にサトウキビ、肉用牛等の重要品目の関税が撤廃されたときの影響ですが、牛肉、豚肉、甘味資源作物に対する影響額は積算されているのかどうか聞かせてください。

○島田勉農林水産部長 今回の大筋合意に伴う影響額でございしますが、国では政策大綱において、年内に経済効果を分析して公表するとうたわれておりまして、県としてはそれを踏まえ、試算ができるかどうか検討してみたいと思います。

○崎山嗣幸委員 国の試算後に対応したいということですが、今、言われているように、牛肉と豚肉が16年目以降、関税が削減されていくことが明らかになっていますが、この間、特に離島の畜産が打撃を受けるのではないかとということで問題になっています。新聞を読むと、農林水産省は、関税が引き下げられるまでの16年間に経営体質の改善を図ると言っておりますが、引き下げられるまでの16年間に、経営体質を強くしていくという意味だと思うのですが、関税が削減されていく段階で打撃を受けるときに、どのような方策を考えているのですか。国も皆さんも含めてお願いします。

○長崎祐二畜産課長 国の体質強化策としては、畜産クラスター事業等いろいろな事業を打ち出しております。しかし、具体的内容につきましては、まだはっきりと示されておられませんので、詳細な内容についてのお答えができないところでございます。

○崎山嗣幸委員 牛肉が現行の関税率38.5%から段階的に削減し16年目以降9%ということで、豚肉もそうなのですが、打撃を受けていくということが明白だということを心配して、それぞれ生産者側が訴えを起しているわけですね。今の段階でどうするのかわかりませんという答弁なのですが、いつになれ

ば示せるのですか。離島の畜産農家に対して、わかりませんという答弁ですか。

○長崎祐二畜産課長 国は影響につきまして、その要因も含めて年内に出すということでございますので、それを見れば考え方はおのずと決まることになるかと思えます。

○崎山嗣幸委員 決まるのは時期的にいつごろですか。

○長崎祐二畜産課長 12月中というのは聞いているのですが、正確にいつなのかということは聞いておりません。

○崎山嗣幸委員 今、言われている部分の影響を受ける積算もまだわからないと、段階的削減に対する経営体質の改善策も見えないというのでは、悠長であり、これでは先が見えないということで畜産農家は不安だと思うのです。大丈夫ですから、対応するからということで終わっているようですが、皆さんは先島の畜産農家の意見や要望の声は聞いているのですか。

○島田勉農林水産部長 農林水産部にもT P Pに関する対策会議を設けておりますので、大筋合意がされた直後から、関係課で農家や関係機関と情報共有しながら意見等を聞いております。また、11月17日に農畜産業関係の団体と沖縄県T P P農業対策本部を立ち上げまして、そこで関係機関と意見交換をしながら今後の対策についても検討していくこととしております。

○崎山嗣幸委員 牛肉や豚肉への打撃に対して、県としてできる方策・方針は何かありますか。

○長崎祐二畜産課長 国は、2つの大きな柱をつくっておきまして、1つ目が価格補償対策、2つ目が生産基盤の強化策となっております。それ以外にも海外に打って出るための競争力をうたっているところでございます。価格補償対策に関しましては、従前よりも踏み込んだ補償内容になっておりますので、再生産は可能になるのではないかと考えております。離島等におきましては、子牛の問題が大きいと思えますが、子牛に関しては、もともと法制化されておきまして、補償価格を現実に近づけるということが言われておりますので、再生産は可能ではないかと考えております。これまで県は、子牛対策や既存の事業で対応しております。県独自の施策も行っており、急激な緩和はないと思われ

ますので、体質強化を進めていくということが、これから先の考え方ではないかと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 今、言っている3本、価格補償、生産基盤強化、海外進出の国の施策を含めて県はそれに対応する形で、県もそれも合わせて強化していこうという考えではあるのですよね。

○**長崎祐二畜産課長** そのとおりでございます。

○**崎山嗣幸委員** もう1件ですが、従来からT P P以前に輸送コストの関係で、先島から沖縄本島までの輸送費補助について言われていますよね。沖縄振興一括交付金——一括交付金が使えないということで、課題だったと思うのですが、T P P導入によって、輸送費の補助も含めて一歩踏み込んだ対策ができるのではないですか。

○**長崎祐二畜産課長** 制度は違いますが、もともと子牛に関しましては、離島等から鹿児島県までの輸送費の補助という事業が別にありまして、それがあつたため一括交付金では子牛は外されているということになります。

○**崎山嗣幸委員** ですからそういった意味では、先島から沖縄本島までの輸送費にコストがかかっているのので、何らかの形でこれを助成すべきではないかということを行っているのです。

○**長崎祐二畜産課長** 今、我々畜産課だけの立場で申しますと、子牛に関しましては、離島から沖縄本島までも一応補助がございます。

○**崎山嗣幸委員** これは子牛だけではなく、そのほかの農水産物も含めて、先島から沖縄本島までの輸送費補助をしているのですか。

○**玉那覇靖流通・加工推進課長** 県では、離島から沖縄本島までの補助はしておりません。市町村レベルでは、3自治体が水産物について補助をしている事例はあります。

○**崎山嗣幸委員** 市町村で補助しているかもしれませんが、県も助成してほしいという要望があるのではないかと、T P P導入によって影響を受けるという意

味では、このことも含めて、農水産物に関するコスト負担について、県ができることはないのかと聞いているのです。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 今まで本土までの輸送費補助という考え方でしたので、今回、委員の新しい提言もいただいたので……。

○崎山嗣幸委員 離島の皆さんからも、農家や水産関係からも陳情が出ていませんか。私が言っているのではなくて、前から言われていることに対して、T P P 導入で影響を受けるわけですから、あわせて農水産物に対し、急いで補助をしたらどうですかと聞いているのです。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 今、離島の農家や沖縄本島もそうですが、輸送費補助というよりも、もう少し付加価値をつけて高く売る仕組み、観光客もたくさん来ていますので、来た人にもっと買ってもらうための商品のブラッシュアップや、生鮮品のほか、加工品等の施設整備の補助等はないですかという相談のほうが多い状況です。

○崎山嗣幸委員 先島から沖縄本島に向かっての農水産物に対する輸送費の助成は、市町村だけではなく、県も助成してくださいという要望はあるわけでしょう。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 説明会等に行きますが、直接はないです。実際に積算となると、沖縄本島までの輸送費の積算等がなかなかうまくいかなくて……。

○崎山嗣幸委員 今、言われた農水産物に対する輸送費の助成について、一括交付金は使えないかもしれませんが、市町村任せではなく、県も助成してほしいという要望は全くないのですか。

○島田勉農林水産部長 私も聞いたことがありませんので、正式な陳情等は多分ないのだらうと思います。もちろん、この経済労働委員会でも出てまいります。現在行っている農林水産物流通条件不利性解消事業—不利性解消事業については、本土へ出す場合、価格が高くなるためにこれを何とかしようとしているものですから、当然に離島であれば、県外に出すものについては沖縄本島を経由して出ているわけです。今、委員がおっしゃるのは離島から沖縄本島まで

の話ですが、その意味からすると今の考えでは市町村の一括交付金もありますので、それでいけるのではないかという理屈づけをしてしているところもあるわけです。TPPに絡めてこれができるかどうかについては、私はお答えできないのですが、それでするならば、もう少し理屈づけを考えないといけないと思います。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、この辺に強い要望があるのか、先ほど言ったように、コスト補助をする前にやることがあると言われていまして、どうなるかを含めて現地の事情を掌握してくれませんか。

○**島田勉農林水産部長** それは確認はいたします。しかし、先ほど課長から答弁がありましたように、今の不利性解消事業は、平成33年度まで予定しておりますが、その後どうするのかについてはいずれ出てくる課題でもあるのです。そういう意味では、現在この事業を実施した結果、付加価値もついて、業者が本土へ出す際の売り込み先もいろいろなところを開発して、かなり伸びてきているのです。そういう意味での体質強化が図られてきているので、仮に事業が継続できなかつたとしても、自分で売り込めるような体質強化をしていこうという狙いがあります。今、内部でも検討している最中ですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○**崎山嗣幸委員** 県は糖価調整制度が維持されたということで影響は少ないのではないかというような考えだと思いますが、この中でよくわからないところがあります。私はまだ疑問があるのですが、幾つか条件をつけている中で、高糖度の精製用原料糖に限り関税を無税にすることや、新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入を認めることにつきまして、サトウキビは、糖価調整制度が維持されたから全く影響はないということで断じているのか、この点の影響はどういったことを意味するのか説明してもらえませんか。

○**西村真糖業農産課長** 高糖度の精製用原料糖の件ですが、関税を無税とし、調整金を少額削減となっております。このことによりまして、TPP加盟国の高糖度の原料用砂糖の輸入量がふえることにはなりません。しかし、外国から輸入する全体の砂糖の量の中ですので、輸入量の全体の枠がふえるわけではありません。現在の糖価調整制度では、国内の砂糖の消費量を勘案しまして、最初に国内産の分を確保し、足りない分を輸入するという制度になっておりますの

で、高糖度の部分がふえる分は粗糖の輸入が減るという形になります。今、国から聞いていますのは、T P Pの加盟国であるオーストラリアの砂糖がふえる、タイや他の国から輸入する粗糖の量が減るということになります。新商品開発用の試験輸入の件ですが、枠が500トンでございます。現在の国内の砂糖の消費量からしますと、かなり小さい割合になりますので、この部分の影響はほとんどないと思います。

○**崎山嗣幸委員** 今の答弁は、幾つか言われていることが起こったとしても、輸入が多くなるわけではない、影響しないという考え方ですので、サトウキビについては糖価調整制度が維持されたということで、守られたという判断でよろしいですか。

○**西村真糖業農産課長** 基本的には、糖価調整制度が維持されましたので、県内のサトウキビ農家、あるいは製糖企業への直接的な影響は見込みがたいと考えております。しかし、加糖調整品について輸入の枠が新しく設けられましたので、支援の財源となっている調整金の収支について、少し懸念がございました。しかし、そのことに関しては政策大綱の中で、加糖調整品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象にするとしています。実際にそれが減る調整金を補うものになるのかどうかについては、今後引き続き注視していく必要があると考えております。

○**崎山嗣幸委員** サトウキビの生産体制が鈍化傾向だったものが、これから増産体制に向かっていくということで、県の体制もハーベスターなどの機械や経営の安定化等を含めて、T P Pの影響を受けながらもここを乗り切っていくという意味で、県の対策を最後に部長から述べてもらえませんか。

○**島田勉農林水産部長** T P Pについては、何とか乗り切っていけるだろうと思っておりますが、平成27年産が66万8000トンで何とか前年を上回ったのですが、これからサトウキビを増産し以前の体制に戻さなければ、サトウキビ農家の生活は厳しいだろうと思いますので、交付金の水準は当然に要請して確保していくとともに、高齢化や担い手不足等を解消するため、高性能機械の導入や担い手育成を総合的に支援しながら、サトウキビ増産に向けて努力して取り組んでまいりたいと思います。

先ほどの崎山委員の御質疑で、不利性解消事業に関し、離島から沖縄本島への輸送費の補助について要請があるのではないかという件で、陳情はきちんと

出ております。市町村との役割分担の中で検討されるべきものと考えているという処理方針の概要となっております。大変失礼いたしました。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 陳情第104号補完バースの整備に関する陳情ですが、今、仲田港は土木建築部の港湾課が管理していると思います。恐らく、完成港として位置づけられていて予算措置ができないでいますが、陳情書にもあるように、静穏度が確保されず、操船への影響や岸壁に係留・停泊できない状態がしばしばあり、欠航することがあります。現状の欠航率を教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 漁港漁場課も土木建築部の港湾課と何回か調整を行っているところです。委員がおっしゃった欠航の件ですが、現在、48日欠航していると確認しております。

○儀間光秀委員 隣村の伊平屋村はどうですか。

○島袋均漁港漁場課長 確認しておりません。

○儀間光秀委員 伊平屋村は確認していないという答弁でしたが、陳情書にもあるように伊平屋島は運航していても伊是名村は欠航していると。私は村民からも話を聞いております。唯一の公共航路が船舶ですから、村民の生活に多大な影響を及ぼしています。高齢者も多いため、病院の行き帰りもあり、そういう話をよく聞きます。実際に勢理客漁港の現状はどうなっていますか。

○島袋均漁港漁場課長 勢理客漁港については、現在、漁船のみの利用となっております。

○儀間光秀委員 私は、あしたも伊是名島へ行く予定があるのですが、以前から村長を初め意見交換をする中でこの話を聞いていて、やっと出てきたかという率直な気持ちを持っております。伊是名島の勢理客漁港は、島の西側、母港の仲田港と正反対にありまして、風向きにより仲田港に入ったり勢理客漁港に入ったりすることを村民は望んでいて、そのことによって欠航が減ってくると思うのです。船もおかげさまで新造船が就航しています。平成28年に採択でき

るよう取り組んでいくという処理方針が出ていますが、最後に採択に向けての決意をお願いします。

○島田勉農林水産部長 当該陳情については、私も村長からじきじきに要請を受けまして、状況もよく確認して理解しておりますので、農林水産部を挙げて村と連携しながら採択に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 先ほどの不利性解消事業ですが、要望が出されていないと、農林水産部長も聞いていないと、把握していませんと言いましたよね。陳情書が出ている中で、こういう大事な話がこのような議論になること自体、どういう対応をしているのかまず説明をしてください。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 言い方が舌足らずで大変失礼いたしました。

○砂川利勝委員 昨日の本会議でも、訂正がないようにしますと副知事からもあったのです。きょうの題目にもきちんとある中で、把握がされていないということは相当な問題ですよ。認識が全くないのかやる気がないのか、どうなんですか。

○島田勉農林水産部長 把握がされていないというわけではございません。当然に我々もそういう要望があると聞いておりまして、私の勘違いでこの陳情は上がっていないという答弁になりました。これは私のミスですけれども、状況はよく把握しておりますし、そういう要望があるということは承知しております。

○砂川利勝委員 昨日の本会議であれだけのことをして、訂正はしないようにしますという意識は副知事だけが持っていたのか、当局は全くそういう意識がないのか。本会議場で言ってすぐに舌の根が乾かないうちに訂正してみたり、きょう、またこういう訂正をしてみたり。お互いに緊張感を持たなければならないのではないのですか。

○島田勉農林水産部長 委員のおっしゃるとおりです。

○砂川利勝委員 こういうことがないように、これは強く指摘をしておきたいと思います。我々は別に責めているわけではないのです。意識を持ってほしいということなのです。これが土木費の予算であるならまだわかりますが、皆さんの管轄の問題です。それを聞いていないとか、説明不足という議論になることが寂しいですよ。もっと中身のある話をしていきたい中で、逆にこれぐらいの玉を持っているよという話をしていただければ……。私たちも当局の皆さんをしっかりと支援していく立場から、離島が抱えている問題の解決をしていただきたいことはたくさんありますので、再度強く認識を持ってください。いかなることにも対応できるように、部内でしっかり調整してほしいと指摘をしておきますので、よろしくお願いします。

陳情第50号の2平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の有害鳥獣駆除について、現在どの程度どういうことがなされているのか説明を求めたいと思います。

○新里良章営農支援課長 有害鳥獣駆除につきましては、カラス、イノシシを中心に駆除を進めているところでございます。

○砂川利勝委員 予算措置はどうなっていますか。

○新里良章営農支援課長 毎年ほぼ1億円程度、予算措置されております。

○砂川利勝委員 これは県全体だと思われませんが、今年度、多くの予算が使われている場所はどこですか。

○新里良章営農支援課長 北部地域で約6000万円程度使われているかと思えます。特にイノシシ、カラスで使われております。

○砂川利勝委員 ヤンバルにもイノシシがたくさんいると思います。石垣島や西表島、八重山地域にも相当いると言われておりますが、八重山地域ではどういった対応がなされていますか。

○新里良章営農支援課長 八重山地域の鳥獣に関しましては、主にキジ、クジャク、イノシシの駆除を行っている聞いております。

○砂川利勝委員 その予算はどのぐらいですか。

○新里良章営農支援課長 手元には資料がありません。

○砂川利勝委員 これは県の予算も入っていますか。

○新里良章営農支援課長 イノシシであれば、電気柵を設置する等のハード面では国の交付金が入っております。カラス、イノシシの買い取り事業等に関しましては県費で賄っております。

○砂川利勝委員 環境省が20億円ほどの基金をつくって、全国の猟友会へ予算を配分していこうという話がありますか。わかっていることがあれば教えてください。

○新里良章営農支援課長 猟友会に関する事業については、農林水産部では把握しておりません。

○砂川利勝委員 環境省の話ですので、農林水産部では把握していないということですね。わかりました。

もう一点ですが、同じ陳情でハーベスターを入れて支援をしていますということで、当然に新規の陳情107号サトウキビ価格・政策確立に関する陳情でも、同じくハーベスターの件が記載されているのですが、ハーベスターの導入は脱葉機がなければできないのです。竹富町ではハーベスターが導入されていません。陳情にもありますように、ハーベスターを入れるための施設導入に関して、いろいろ要望があったと思うのですがその進捗状況を教えてください。

○西村真糖業農産課長 竹富町の集中脱葉施設につきましては、9月に私も行きました。JA、竹富町、工場と関係者が集まりまして話し合いをいたしました。それを踏まえまして10月にJA、生産組合、竹富町で種子島に視察に行ったと聞いております。その調査結果を踏まえて、どういう方法がいいかについて、現在、地元で検討をしていると聞いております。

○砂川利勝委員 当然、ハーベスターを入れるためには施設がないとできないので、ぜひとも来年度以降しっかり入れて、TPP含めて先ほどから出ていますとおり、しっかりと生産体制を支援していただきたいと思います。

最後に農地中間管理機構の実績を教えてください。

○**崎原盛光農政経済課長** 農地中間管理機構事業は、去年の4月から始まっております。平成27年11月末までの事業につきましては、借り受け希望者が844名で希望面積が1155.4ヘクタールとなっております。それに対し、農地中間管理機構は、高齢農家84名から43.3ヘクタールの農地を借り受けし、15人の担い手に14.6ヘクタールを転貸しております。

○**砂川利勝委員** なかなか実績が上がらないというのが現実なのです。周知をしっかりとしないと、この数字を見ると錦の御旗ではないけれども、いろいろ掲げた割には成果が出ていないと思うのです。市や町も含めて取り組んでいるかと思いますが、これだけの内容では寂しいのでもう少しPR、情報……。借りたいという方はたくさんいらっしゃると思うのです。しかし、貸し手がなかなか見つからないという現実ですので、周知方法を考えて成果を出していただきたいと思います。

○**上原章委員長** この際申し上げます。先ほどの崎山委員への答弁及び砂川委員の質疑にもありましたが、部長以下、各補助答弁者の皆様には、答弁については緊張感を持って真摯にお答えしていただくよう、委員長として要望しますのでよろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○**新垣哲司委員** 陳情平成25年第107号、平成25年第136号、陳情第1号、第107号を含めて、サトウキビの生産農家に対する各政策についてお聞きしたいと思います。陳情者から陳情が来ると皆さんはこういう形で処理をするということです。以前は、北部地域にも製糖工場がありました。南部地域に最近まであった翔南製糖もなくなって、今、中部地域の1カ所だけですよね。処理方針でも耕作をふやして生産を上げるとしていて、サトウキビは基幹作物であると言いながら、なぜ製糖工場は1カ所しかないのですか。なぜこういう結果になったのですか。

○**西村真糖業農産課長** 委員の御指摘のとおり、沖縄本島のサトウキビの生産量は減少傾向にございまして、県としてもいろいろと生産・増産対策を行ってききましたが、ここ数年で十四、五万トン程度になってございました。そのため

2カ所の工場になりましたが、それぞれ操業率が低下し、経営的に合理化を図らざるを得ない状況となり、経営基盤を強化することによって経営を続けていくという結果になったと聞いております。

○新垣哲司委員 それでは、サトウキビにかわるような作物が沖縄県にありますか。毎年台風が来る中、一年を通して代替となる作物はありますか。

○島尻勝広農業振興統括監 サトウキビについては、干ばつ、台風等の自然災害に強いということで、歴史的に長い間栽培されております。沖縄本島については、確かにサトウキビの生産量が減って、収益性の高いマンゴーやゴーヤーが大幅に展開していますが、面的に広がるような土地利用型ではないということで、委員がおっしゃるように、サトウキビにかわるような作物については非常に厳しいところがあるものですから、サトウキビをベースにしながら、収益性の高い園芸品も展開していけたらと思っております。

○新垣哲司委員 一貫性を持って農家に意欲を持たせていくことが非常に大事だと思うのです。マンゴーの話があったのですが、内地でもマンゴーをつくるようになってきているのです。こういう情勢ですから、ハーベスターを導入する条件もつくるといことで皆さんの処理方針にはあるのですが、ハーベスターの導入実績、ことしハーベスターを何名の方が要望し、何台導入したのか教えてください。

○西村真糖業農産課長 平成26年度の実績で申しますと、18地区に18台ハーベスターを導入しています。平成26年度は、ハーベスター、刈り倒し機、トラクターを導入し、総事業費は6億3396万1000円となっております。平成27年度の計画としましては、25地区で総事業費が約8億2500万円、そのうちハーベスターの導入は22地区21台、刈り倒し機が1台でございます。

○新垣哲司委員 ことしの応募に漏れたのは何台ですか。

○西村真糖業農産課長 手元に細かい資料がございませんが要望は多くなっておりまして、十分な要望を満たし切れていないのが現状でございます。

○新垣哲司委員 やはりそこですね。農家が近代的なサトウキビの生産や刈り取りをして、農家に意欲を持たせると。この合理化をしつかりしないと、た

だ陳情があったからこうやりますでは、非常に難しいと思います。意欲を持たせるということが大事でありますので、その辺はしっかり行っていただきたいと思います。

生産者交付金の単価がトン当たり 1 万 6420 円と決まりましたね。これは今までの推移と変わりませんが、皆さんとしてはどのように思っていますか。

○島田勉農林水産部長 生産者交付金の単価については、今年度はかなり厳しいという話が聞こえてきました。その中で何とか前年度並みの水準を確保でき、我々としての要望も再生産可能な水準確保ということで要請してまいりましたので、そういう意味では何とか持ちこたえたのかなと評価はしております。

○新垣哲司委員 これが精いっぱいだと。これ以上は上がらないのだと。今の答弁ですと、こういう解釈もできるところですが、そうであれば、国は外国からトン当たりどのぐらいで買っていますか。

○西村真糖業農産課長 現在、外国産砂糖と国内産砂糖の価格差は約 5 倍になっております。

○新垣哲司委員 本当に頑張らないと厳しいですね。政府は外国から安く買うわけですから。将来が厳しいように思いますがどうですか。

○西村真糖業農産課長 現在の糖価調整制度におきましては、外国から安い砂糖を買いますけれども、それに調整金を上乗せしまして、その調整金でもって国内の支援をするということで、最終的には同じ価格になるように調整されております。

○新垣哲司委員 それは大体わかっています。政府がそういうことで守っているからできるのです。私が一番心配しているのは、農家の意欲がなくなることなのです。葉たばこを見てください。政府が 10 年、15 年一括で購入して、ほとんどがやめましたよね。中には、納得して続けている農家もいますが、砂糖を外国から取り寄せた場合、サトウキビも非常に心配されるのです。製糖工場も南部地域、北部地域もなくなり中部地域で 1 カ所と。あのような形にならないかと、行く行くは政府は締めつけてくるのではないかと、個人的に大変危惧しています。その辺について、県として何も考えたことはないですか。

○西村真糖業農産課長 県といたしましては、事あるごとに糖価調整制度の堅持について国に要請しております。本県にとって非常に重要な、他に代替することのできないサトウキビについては、しっかり守っていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 国会議員も11名いますから、これだけはしっかり県民の声、農家の声を吸い上げて、あるいはJAを中心にしてしっかり守らないと。一年一年があつという間に来て、こういうことになったのではたまりませんから、しっかり念頭に置く必要があると思っております。沖縄は年に二十何回も台風が接近しますから、その辺のセーフティネット、基金もつくってしっかり頑張っていたきたいと要望して終わりたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 TPPの問題ですが、大筋の内容が明らかになった後から、それに関連する生産農家の皆さん方への説明は行っていらっしゃるのですか。

○石垣永浩農林水産総務課長 国から県への説明状況ということで、TPPの大筋合意が発表されて以降、10月9日に東京都で合意内容や基本方針等について、農林水産全般の説明がございました。その後、10月15日に熊本市で畜産部門、10月16日は東京都で全般的なもの和水産関係、水田、畑作関係。また、10月22日に那覇市でサトウキビ関係の説明がございました。さらに、10月23日に那覇市で園芸関係、11月13日に南風原町で畜産関係について、国の担当者から大筋合意の内容等について説明がなされております。

○玉城ノブ子委員 その中で生産農家の皆さん方から、どういう声が上がっていますか。

○長崎祐二畜産課長 畜産に関する説明会の中で、外国から入ってくる子牛については、3万8500円ほど税がかかっていますが、これが無税になるだろうと。無税になった時点で子牛の輸入がふえて、そのことにより、県内の子牛価格が下がるのではないかという話がございました。また、豚肉に関しては、安い豚肉が入ってきたときに、セーフガードで守るとは言っているが、本当に守ってくれるのかということで、いろいろな要望がございました。鶏卵に関して

は、ほとんど影響はないと言われていますが、やはり鶏卵も影響を受けるのではないかと、外国から加工用の卵が入ってきた時点で、加工に回っている卵の価格が下がるのではないかという話がありました。ブロイラーに関しても、牛肉、豚肉が安くなると、鳥肉を食べなくなるのではないかと、鳥肉が余るのではないかと心配しているという意見がありました。

○玉城ノブ子委員 生産農家の皆さん方は、不安の声を上げているわけです。生産農家の声を県として具体的に調査し、きちんと掌握して国に要求していかなければならないと思うのですが、全県の農家の実態調査はなさっていますか。

○島田勉農林水産部長 先ほども少しお話ししましたが、大筋合意がなされた直後から、関係課は生産団体と意見交換等を行っていますし、その中で意見聴取もしてきています。関係団体、JA等と立ち上げた対策本部の中でも、部会を設けておまして、部会ごとの意見交換会で要望等も聞きながら情報は収集しております。全県的な全農家に対する調査は行っておりませんが、そういう中で意見を聞いております。

○玉城ノブ子委員 皆さんの対応が非常に遅いと思うのです。相当大きな打撃を受けるということで、全県の農家の皆さんから不安の声が上がっているのです。早目に実態を調査して、これに基づいて国に要求していかなければならないと私は思うのです。沖縄の生産農家と同時に県経済が大きな打撃を受けることになるわけです。重要5品目を守ると言ったものが守られない。それについて、皆さん方がもう少し危機感を持って対応していくべきだと思うのです。

○島田勉農林水産部長 当然、実態を把握することは重要なことですので、今、対策本部の部会の中できちんと聞いておりますので、把握をした上で対策を整えて、国へ要求すべきことは要求してまいりたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 サトウキビですが、年々生産量が落ちてきて、ここ5年ぐらいで相当落ちてきていると先ほども質疑がありました。以前から質疑させていただいているつもりですが、サトウキビを砂糖にするということだけではなくて、多岐にわたり付加価値を高めるような機関は、皆さんの部署の中にあるの

でしょうか。

○西村真糖業農産課長 現在、黒糖につきましては、例えばエアーイン黒糖など、より付加価値を高める形で加工する試験研究を農業研究センターで行っております。過去には総合利用ということで、サトウキビからとれる副産物の活用に取り組んでおりましたが、実用化の段階で少し課題があり、今、とまっている状況でございます。

○玉城満委員 私は、このようにかかなり安い砂糖が入ってくるといった中、沖縄県でしかできない、例えば薬とは言いませんが健康食品など、サトウキビの多岐にわたる製品を県が責任を持ってつくっていくことも、県の一つの仕事ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○西村真糖業農産課長 サトウキビには有効成分があると聞いておりますので、いろいろな可能性については勉強していきたいと思っております。

○玉城満委員 ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 農林水産物流通条件不利性解消事業について、以前からいろいろ要請が出ております。原点は鹿児島県並みの農林水産物の輸送費補助ということで、農家にそういう条件を与えようという事業だったと思うのですが、本土だけではなく、離島から沖縄本島への輸送費もしっかりと補助してほしいという要望が熱く何回も要請されております。これに対してどのくらい本気で関係市町村と議論をしたのか。その議論をする際に、どのぐらいのコストだからどのぐらいの支援ができるのか、鹿児島県並みの輸送費補助とはどの程度のものをいうのか、今までどういう組織でどういう議論がなされてきたか、その辺を教えてください。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 国の一括交付金の中では、沖縄本島から県外までは県の一括交付金を活用し、離島から沖縄本島分は市町村の一括交付金を活用しているところです。これを今、市町村と何回か協議をしながら、どういうスキームであれば事業がとりやすくなるかについて意見交換をしている最中

です。協議の回数としては五、六回しているところです。

○座喜味一幸委員 この事業はすごく効果があるのです。今まで、離島からの輸送コストにハンディがあって、農家の手取りがない、採算が合わないということから、今、この不利性解消事業でコストが充填できることによって品目がふえるだろうし、生産量がふえるだろうことを期待しているすごい事業なのです。すごい事業なだけにこれがどう生かされているかという話です。先ほどの話と少し重複しますが、各市町村等から品目をふやしてほしいという要望があったはずですが。これについて県は、どういう議論をしてその生産の見込み量、将来の計画、生産拡大量をシミュレーションし、それをどう結論づけて要請のあった地元はどう答えたか。

○島尻勝広農業振興統括監 委員がおっしゃるとおり、離島における輸送コストは非常に大事なことでありと認識しております。不利性解消事業の品目については、財務省ないし内閣府と調整している中で、戦略的に県外の大市場に出せるよう輸送コストを低減していくということで、それぞれの関係機関からも品目の追加の要望はたくさんありました。そういう考えの中で県としては、戦略品目については、一定のロットがあるような産地、いわゆる拠点産地を形成していきましようということで、その辺の視点から、例えばモンステラや観葉植物、今回の追加で検討されているキュウリなどを県外に持って行くことにより、県内の農家の所得向上につながるというようなことで、国と品目の追加について一生懸命調整をしているという状況です。

○座喜味一幸委員 今、国と調整しながらという話でしたが、離島の輸送コストの問題や品目の拡大等を含めて、県として国とどのような調整をしているのですか。

○島尻勝広農業振興統括監 離島から沖縄本島への輸送費の補助は別として、追加品目については、8月ごろだったと思うのですが、内閣府の担当参事官と調整させていただき、先ほど説明したように、むやみやたらに追加するのではなくて、沖縄県として戦略を持って追加する品目の生産を拡大していく、あるいは農家が収益性を上げていくというようなことで説明したところ、キュウリ等については理解を示しているところです。モンステラや観葉植物についても、業界から非常に要望が強くて、その辺について生産実態ないし今後の見込み等を含めて国へ説明した結果、追加品目として認めていただいているところです。

我々も関係機関からの要望についてはできるだけ拾い上げていきたいというところもありますが、県は県なりの一定の方針を持って推進していくという考えで国へ説明しています。

○座喜味一幸委員 我々、経済労働委員会でも、東京都中央卸売市場大田市場の視察調査に行きました。モンスターが欲しいということでしたけれども、八重山地域からのモンスターは輸送費補助の対象になっていませんよね。

○島尻勝広農業振興統括監 おととしまでモンスターは対象に入っていませんでしたが、モンスターについては、伊江島等含めて県内の産地を見た結果、伸びていくだろうと。市場からも要望がありますので、これについては戦略品目に追加させていただいておりますので、そこは大丈夫だと思います。

○座喜味一幸委員 私どもはこれを前から言っていて、生鮮野菜についても同じです。市場ではカット野菜の需要が物すごく拡大しているのです。市場側の国内産野菜の数十%がカット野菜に回っているのです。このように市場が動いている中で、離島県沖縄の地域性、気候性を生かして、市場側が欲しがっているメニューをしたたかに調べ上げて、県がそれを生産拡大していくというしっかりとした考え方を持てば、内閣府は県の裁量にお任せしますと言っているのです。理論武装していけばオーケーなのです。そういう意味で品目の拡大等含めて、横の連携をとらなければならないと思うのです。不利性解消事業の担当部局だけではなく、トータルとしてどうするのか。トータルとして議論していく中で、不利性解消事業の効果を出していくことが大事ではないかと思っております。

もう一点ですが、離島から沖縄本島への輸送費補助は、小規模離島を含めて熱い希望、要望なのです。それに応える方法は、私はあると思っております。例えば、沖縄県全体としてのある大きなロットがそろったものを戦略品目として送るまでは県でしまししょうと。しかし、そのロットは小さいけれども、地域の農業の基本となるような戦略品目については、市町村の分の不利性解消事業と県の分の不利性解消事業を仕分けして、お互いに連携していくチームワークをつくらないといけないのではないかと。私は、不利性解消事業は沖縄県にとって大変重要な事業だと思っております。陳情が上がって、我々と県が議論した結果は市町村にはどのような形でおりにていますか。わからないのです。多分おりにていないのです。不利性解消事業の総点検をしていただきたい。もう一点、不利性解消事業を使うにも、年に1回の説明で締め切ってしまうといて、地元

の人がわからないので、何とか窓口を使いやすいようにしてほしいという要望もしました。それは若干動いていると思いますが、その結果はどうなったか教えてください。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 宮古農林水産振興センターや八重山農林水産振興センターに担当窓口を置いて説明をしたところ、数件ですが、そのような相談に乗って、なるべく処理を速くするようなことをしております。

○座喜味一幸委員 宮古農林水産振興センター、八重山農林水産振興センターは受けたのですか。

○玉那覇靖流通・加工推進課長 両振興センターともスタッフで担当を置いてもらっております。

○座喜味一幸委員 不利性解消事業は、農家の農業経営にとって大事な事業ですので、お願いですから総点検をして、これを生かしていくために県がどうあるべきか、市町村との連携の中でどうあるべきか、水産物も含めて総点検をしていただきたいのですがどうですか。

○島田勉農林水産部長 不利性解消事業は、一括交付金が入ってきて日の目を見たという制度で、当然に前々から沖縄の不利性、輸送コストが高いということで、いろいろな事業を仕組んでまいりました。そういう中で平成24年度から日の目を見たので、その辺は我々も農家にとって相当な効果があると承知しております。今のスキームがどうしても鹿児島県までの補助となっていますので、委員のおっしゃるとおり、まずは総点検をしなければならないと思います。今のスキームは、離島から沖縄本島までの補助ができるものにはなっていませんので、総点検をしながら理屈を考えたいと思います。

○座喜味一幸委員 いつまでもそのままおいておかないで、内閣府も含めて今の現状で、できることとできないこと。離島から沖縄本島までの輸送費コストについては課題の整理があるので、しばらく市町村で何とか進めておいてくれないかというような、問題の処置の仕方をはっきりしないで、いつまでおいておくのですかという話なのです。私は全く議論は進んでいないと思っていて、市町村にも返そうにも返せない状況で放っておかれて、県議会としてこういう状態はおかしいです。我々は行政を全くチェックしていないということになり

ますから、今、言ったように離島から沖縄本島までの輸送コストの補助ができるのかできないのか。では、市町村分の一括交付金を使った方向でのスキームをどうお願いするのか。そういう仕分けも含めて明快な回答を出さないといけないと思うのです。決意をお願いします。

○島田勉農林水産部長 御提言があったことについては、市町村と詳しく調整をして提言したいと思います。

○座喜味一幸委員 もう一点、先ほどからいろいろ出ておりますT P Pを含めて、沖縄の農業が高齢化しており、後継者不足が大変であります。サトウキビは、宮古島あたりですと農業者の平均が70歳を超えています。あと5年するとこれでいいのかという状態になります。畜産農家も、子牛の単価は上がっても農家数は減っております。頭数も若干、微減しております。T P Pの議論も大事ですが、沖縄の農業の根本的な問題をどう解決していくかという大きな課題があると思います。その中で私は、後継者をつくる前に大規模化、集団化が非常に大事であり、機械の購入と土地の確保が簡便でなければ後継者は育たないという思いがあります。現在、サトウキビ、畜産、葉たばこを含めて一部補助事業があるのはわかります。農業機械を自己資金で購入して個人所有していますが、農業機械に対するリース事業を思い切っしてしなければならないと思っております。農畜産のリース事業がありますが、その概要と利用実績、予算の枠はどうなっているかをお願いします。

○西村真糖業農産課長 サトウキビで導入していますハーベスター等につきましてもリース事業をしております。サトウキビのリース事業の平成26年度の実績は、総事業費で6億3396万1000円。そのうち国費が3億5219万8000円です。平成27年度が総事業費で8億2500万円程度、国費が4億5837万6000円です。利用数は平成26年度が21地区、平成27年度が25地区です。そのほか別のメニューもあると思います。

○座喜味一幸委員 これはサトウキビに限っていますか。

○西村真糖業農産課長 そうです。

○座喜味一幸委員 ほかの農業機械はどうですか。

○長崎祐二畜産課長 畜産に関しましては、近代化リースという形でリース事業がございまして、平成26年度は3813万8000円で7件の導入をいたしております。

○座喜味一幸委員 葉たばこ、そのほかの作物についてはどうですか。

○西村真糖業農産課長 平成26年度、平成27年度限定ですが、葉たばこを含めて使えるものがあります。手元に資料がないのですが、たしか機械関係ではカンショでトラクターを導入し、件数は今年度で10件ないぐらいになっております。

○座喜味一幸委員 今、言っているものは、農畜産業機械化等リース支援事業で導入したということですか。

○西村真糖業農産課長 そのリース事業とは別の事業です。今、説明したものは、国の攻めの農業関係の事業です。

○座喜味一幸委員 このリース事業の中身はどういうものですか。リース料の中の幾らが補助金として入っていて、農家負担がどのくらいなのか。

○西村真糖業農産課長 サトウキビに関しましては、全体の価格の6割を国、2割以内を県が補助し、残りを事業主体が負担することとなっております。

○座喜味一幸委員 これは法人でないとできませんか。

○西村真糖業農産課長 原則的には、法人ですとか農業協同組合等になります。

○座喜味一幸委員 トータルとして農業の後継者をつくっていく、農業のコスト低減化に向かっていくために、農業の生産コストの中の機械代を下げたいという意味からすると、機械のリース事業が活用されるべきですし、例えば、3人以上の任意法人であればオーケーとなっているのかもしれませんが、その辺は個人でもいいのか。私は、耕種の違う生産農家から要望を受けていまして、リース事業を何とか使わせてもらいたいと。機械代が大変であると。若い人が土地も機械も買って農業をするのは無理だと。その辺の支援事業があれば若者も育つけれども、何とかならないかという相談を受けているのです。私も余り

にも事業が多過ぎてわからないのです。その辺を一元化してうまいぐあいに整理をして、農業機械のリースが極めて効果的に機能するようなことができないのか。もう一点、いろいろなリース業者があるようですが、例えば、機械の選択から購入は直接メーカーと行い、それに対するリース料を払っていくというような方法にしたほうがよくて、リース業者が機械から何から単価を決めて卸してくるというようなことは、非常に不透明で使いにくいという声があります。これに関して今の事業がどうなっているのかわからないのです。どう把握されていますか。

○長崎祐二畜産課長 畜産の事例では、それぞれの畜種がありますが、例えば草刈機や搾乳機等は、事業主体である沖縄県農業協同組合や沖縄県酪農農業協同組合がほとんど決めて、その後に農家へ貸し付けるという形をとっています。窓口になる組織体が全国のリース協会に申請して、リースするという流れになっていますので、リース業者が決めてくるということは畜産の場合はないと思います。

○座喜味一幸委員 自己資金で買って月賦で償還していく方法やリースをするといった場合、いずれにしても大きなメリットがないと聞きます。そういう意味では、機械の選択にある程度の幅を持たせ、リース事業をある程度オープンにして使いやすい状態にしていくことが求められているのではないかと考えております。その辺、ぜひ現状を調べてみたり、リースの仕組みや農家との契約の仕方はどうなっているかというところまで、国と県で研究して改善できるところは改善して、このリース事業をぜひ使いやすい状態になるように指導していただくと、後継者になりたいけれども土地も機械もないというような状況に、一つのゲートがあげられるのではないかと期待を持っています。その辺を研究していただけませんか。

○島田勉農林水産部長 わかりました。当然に我々もそういう高齢化等の対応として機械の導入をうたっております。いろいろな事業がありますので、少し点検して使いやすいようにしたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 先ほど、新垣委員からもありましたけれども、製糖工場、分

蜜糖工場だと思うのですが、南部地域にも、かつては北部地域にもあったと思うのですが、最盛期のころはもっとあったのですか。面積も生産量も生産人口も、30年ほど前からしたら半分に減っていると思うのです。いつも思うのですが、処理方針の中でサトウキビは基幹作物であると。他作物への代替が困難な地域で、とありますが沖縄本島も離島もあるわけで、サトウキビ全体として代替が困難な地域という表現の仕方はどうかと思います。困難だから試験場でいろいろと品種改良をしたりするわけですよね。いつまでも困難という言葉で片づけるような処理方針には違和感があります。現在の生産者交付金の単価はトン当たり1万6420円ですが、取引額はトン当り幾らになっていますか。

○西村真糖業農産課長 平成26年産につきましては、生産者交付金が1万6420円、取引価格が5347円で合計で2万1767円となっております。

○瑞慶覧功委員 離島は別でいいと思いますが、沖縄本島の生産地に関しては、砂糖から収益性の高い野菜や花卉等に転換していくよう、県は指導するべきではないかと思うのです。面積も広く必要としますし、台風や災害に対しては、鉄骨製ハウスもあるわけです。特に沖縄本島に関しては、県が方向転換の指導を積極的に進めるべきだと思うのですがどうですか。

○西村真糖業農産課長 サトウキビにつきましては、例えば、南部地域の耕地面積の約3割を占めておりまして、現在でも地域を支える重要な品目であると考えております。したがって、県としては引き続きサトウキビの生産振興に取り組んでいく考えでございます。

○瑞慶覧功委員 サトウキビに合う土壌もあると思うのですが、これが高額な補助があるために、兼業で片手間にずるずるとして、農業をかえって阻害しているのではないかと思うところもあるのです。中・北部地域は別の作物に切りかえて、サトウキビをいつまでも全体的な基幹作物というようなことはどうかと思います。自給率の問題等もあるわけですから、観光客もホテルもふえて野菜もたくさん必要になってくると思うのです。そういったことにもっと力を入れていくべきではないかと思いますがどうですか。

○西村真糖業農産課長 北部地域におきましても、サトウキビとしましては面積を維持し、生産を拡大する部分につきましては、耕作放棄地となっている部分を畑に戻して、さらに単収を上げる形で生産を確保していこうということで

ございますので、サトウキビが他の品目に影響していることはないと考えております。

○瑞慶覧功委員 堂々めぐりになりますけれども、もっと考えたほうが良いと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 植物工場がありますよね。台風銀座の沖縄に建物の中で野菜その他をつくる植物工場が何カ所あるか御存じでしょうか。

○島田勉農林水産部長 特に夏場は、露地栽培している野菜については、県内の生産量も落ちてくるのです。そういう意味で、一定温度で生産できる植物工場は安定的に生産・出荷ができますので、効果は大分あるというのは理解しています。平成24年度から平成26年度にかけて、沖縄型の植物工場について、その効果等も含めて事業を実施したのですが、生産はできますが維持していく上で、特に電気代のコストが高くなり、なかなか収益が見込めないという結果が出ているのです。植物工場は全国にもたくさんあり、大手の企業がつくっているものが多いのですが、そこでも約6割は成績が悪いという結果が出ておりますので、収益面をいかに改善するかが植物工場の課題であると思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る名護市辺野古沖におけ

る潜水調査の調査結果についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

なお、辺野古埋立承認問題に関連する事件につきましては、基本的に米軍基地関係特別委員会において審査しているところでありますが、本件につきましては、去る10月20日、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査において、当該潜水調査の調査結果については、今年度の調査とあわせて公表するとの答弁があり、今般、調査結果の公表があったものであります。

休憩いたします。

(休憩中に、名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果についてを議題に追加するかどうか協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係る名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果についてを議題といたします。

ただいまの議題について、農林水産部長の説明を求めます。

島田勉農林水産部長

○島田勉農林水産部長 お手元に配付しました資料がございます。

本日は、先に農林水産部が実施しました辺野古沖でのコンクリート製構造物の調査結果、11月17日に知事から結果の公表を行ったところがございますが、議会におきましてもこの機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

調査結果の詳細は一式ずつ委員席の両袖に置いておりますので、また回覧したいと思っております。きょうの説明はそこから抜粋して、お手元の概要版で御説明させていただきます。水産課長から説明をいたします。

○新里勝也水産課長 お配りした資料の文書のものと同のもの2つを見ていただきながら説明したいと思います。文書のほうを見ていただきたいのですが、最初に概要としまして、調査の目的等を記載しております。

沖縄防衛局が辺野古地先海面で行ったコンクリート製構造物の設置行為に関し、沖縄県漁業調整規則第39条違反の該当性を判断するため、臨時制限区域外での現況調査を平成27年2月26日、同区域への立入調査を8月31日から9月11日までのうち、延べ10日間実施しております。

調査内容としましては、2月の臨時制限区域外での調査について、16カ所のコンクリート製構造物について海面から外観を確認し、うち8カ所について潜水による調査を行ったということで、別刷りの図を見ていただきたいのですが、図の臨時制限区域の赤のラインが引かれております。そのライン上の四角く囲った部分について外観的に調査をし、潜水調査を行った場所になっております。

臨時制限区域への立入調査を8月と9月に実施しておりますが、3つの水域がございまして、今の図を見ていただきますと、①のコンクリート製構造物等設置水域が今申し上げました赤いライン上のポイントです。右上に書いてありますが、コンクリート45トンが大きい赤い丸で、20トンが黄色の丸、15トンが緑の丸、以下、そのような状況です。コンクリート製構造物が合計49カ所、鋼製及びダンフォースアンカーという既製品のアンカーが30カ所、その周辺で潜水調査を行っております。

2番目に岩礁破碎許可区域周辺水域ということで、図の真ん中に青い文字で埋立予定区域と書いてあります。この青いラインが許可区域でございまして。上の海上ヤードの小さい四角がありますが、これはケーソンを仮置きする場所でございます。その部分が岩礁破碎許可区域となっております。その周辺で許可区域外へのはみ出し行為があるかないか等を調査しております。

3番目に工事施工区域内水域の調査ということで、工事施工区域というのは臨時制限区域全体を示すのですが、この中から埋め立てエリアを除いた真ん中の部分—海上ヤードと書いてある部分について、岩礁破碎行為の有無等を確認するため調査を行っております。

続きまして調査結果でございまして、臨時制限区域外での現況調査では、確認できたコンクリート製構造物が2トンが1カ所、4トンが2カ所、10トンが2カ所、15トン3カ所、合計8カ所で潜水調査をしております。その結果、構造物設置の際に横滑りしたと思われる跡を—2ページの写真をごらんいただきたいと思っております。2ページの上の写真は2月26日のときの写真ですが、コンクリートが写真の右側にずれた、引きずったような跡が見受けられます。これが

文字で説明している横滑りしたと思われる場所、引きずった場所と逆に左側には食い込んでいるような形に見える写真です。

次に、係留用チェーンでの攪乱跡としましてその下の写真、チェーンが縦に伸びていますが、その右側の部分に少し白くなっている—それがチェーンで少し削った跡かと見ております。

次に、構造物の下敷きとなって砕けたサンゴ等の状況ということで、3ページを開いていただきまして、下の写真が2月26日の際の写真でございます。構造物の下敷きになって砕けたサンゴということで、そういう状況が確認されたということでございます。当該調査では2月10日の報道にあった海底面にめり込んだ20トン構造物の確認はできませんでした。これは2月の結果です。

臨時制限区域への立入調査ということで、8月から9月の調査のまとめでございます。構造物周辺での不自然な状態の地形や係留用チェーンでの海底面の攪乱は確認されたが、海底面にめり込んだ20トン構造物は岩礁破碎許可区域内のものであったということで、写真の14ページを見ていただきたいのですが、上の写真が2月10日の沖縄タイムス掲載写真と同一の場所ということで確認しております。少し傾いて食い込んだような状況で、下の写真は一旦食い込んだ形のもものが少し動いたのかなというように推測されるような写真になっております。そして、許可区域外に設置された構造物周辺において、2月の現況調査や沖縄防衛局の資料と比較すると、砂れきのほとんどがなくなる—5ページに戻っていただき、構造物の大半が砂に埋もれている状況の写真。8ページを見ていただきますと、上の写真が2月25日に沖縄防衛局が撮影したとされている状況の写真で、同じポイントで下の写真が8月31日に我々が調査した写真で、高さ半分ぐらいが砂に埋もれている状況を確認しております。

11ページをお開きください。これは構造物の下が空洞になっているという状況ですが、上の写真が沖縄防衛局の5月8日の写真で、下が9月2日の我々の写真でございます。ブロックの下が空洞になっていて、潮流等で流されたのかなというように推測される状況を確認しております。岩礁が破碎されたかどうかの判断材料となる海底の地形の状態に大きな変化が認められたということで結果としてまとめております。

結論としまして、現状確認を必要としてから半年以上も立ち入りが認められず、その間の自然環境による変化、台風の影響等により2月の現況調査結果や、これまでに沖縄防衛局から報告を受けた資料と比較すると、構造物周辺に相当な変化が認められ、海底地形改変の痕跡が一扫されてしまったような状況であったと。そのため、今回の立入調査の時点にあつては、沖縄防衛局によるコンクリート構造物の設置に伴って岩礁破碎がなされたかどうか、判断することは

できないとの結論に至ったということでございます。

次の3ページをめくっていただきますと、これまでの経緯を時系列で少し整理しております。1月16日にアンカーについての照会から始まりまして、2月26日に臨時制限区域外における現況調査を実施。その後、臨時制限水域内の立入調査の進めながら日米合同委員会が8月10日に合意をしまして、14日に現地実施協定を締結し、8月31日に調査開始、9月11日に立入調査終了となっております。その後、調査結果を公表するための手続を米軍に出して、最終的には米軍から公表についてオーケーが出たのが11月11日ということで、11月17日の記者会見で知事から結果を公表しました。20日に当課のホームページにこの現況調査と立入調査の報告書、概要版を公表しております。

○上原章委員長 農林水産部長及び水産課長の説明は終わりました。

これより名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果について質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 結果的には2枚目の最後にあるように、結論で判断することができなかったということですよ。調査をしたけれども、破碎されたかされなかったかは判断されないということですか。

○新里勝也水産課長 2月の時点で設置されておりますけれども、その際に調査したかったのですが、半年以上たって我々が調査に入れたところ、その状況を見ますと、台風等の影響もあると思いますが、状況が大分変わっていたということで、例えばチェーンで削ったような白いところが少し色が変わっていたり、そういう状況が進んでいることから、最終的に岩礁破碎されたかどうかの判断ができなかったという結論でございます。

○砂川利勝委員 調査したのは、図の赤い線で引かれた中ですよ。

○新里勝也水産課長 1枚目の図は2月の図で、再調査したのは赤い線の上の部分です。4ページにもう一枚図がございまして、これは8月31日から9月11

日までの調査概要でございます。黒い線が先ほどの2月の臨時制限水域のラインで、その内側に青のラインがありますが、これが潜水調査で泳いで調査をした部分です。赤いポイントが潜って調査したポイントの図でございます。左の凡例とありますが、青がルート調査—マンタ調査で、緑がスキューバダイビングで泳いで追いかけた調査、黄色は浅い所を水面からシュノーケルで泳いでの調査、赤が潜水調査地点でございます。

○砂川利勝委員 赤い線を含めた線の中で調査をして、外ではないということですね。コンクリートを置いた区域から外ではなく、臨時制限区域の中という捉え方でよろしいですか。

○新里勝也水産課長 赤い線は臨時制限区域のラインの上です。そういう意味では、臨時制限区域の中であるということになります。

○砂川利勝委員 境界より中に入っているから、別に外には出ていないという捉え方でよろしいですか。

○新里勝也水産課長 そのとおりでございます。

○砂川利勝委員 平成27年度予算での説明も入っていますよね。平成27年度と平成28年度の予算を使って調査をしたのですよね。

○新里勝也水産課長 平成26年度と平成27年度予算で調査をしました。

○砂川利勝委員 どのくらいの予算が消化されたのですか。

○新里勝也水産課長 平成26年度予算が72万4680円の契約です。平成27年度が消費税込みで794万8800円です。

○砂川利勝委員 結論からして、20トンの構造物の許可区域内のものであったと。めり込んだことが書かれていますが、当初は20トンの構造物は許可区域外であったとと思っていたのですか。

○新里勝也水産課長 沖縄タイムス社に掲載された写真で、具体的な場所は特定されておりませんでしたので、どこに入っているのかということは確認でき

ておりません。岩礁破碎許可の区域外に置かれた可能性も否定できませんので、それで調査をしようということで計画しました。

○砂川利勝委員 許可区域外には何もなかったという捉え方でよろしいですか。

○新里勝也水産課長 時間の経過によって、何もなかったということではなく、岩礁破碎がなされたかどうか判断することができなかったというのが結論でございます。

○砂川利勝委員 許可外にあったという根拠があるのですか。

○新里勝也水産課長 コンクリート製構造物は許可区域外に存在したという意味ではあったということでございます。

○砂川利勝委員 先ほどと答えが違うと思いますけれども……。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里水産課長から、岩礁破碎許可区域とは埋立予定区域及び海上ヤードを示した青色のラインで囲まれたところをいい、臨時制限許可区域とは異なる旨の説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 課長はこの件にもかかわっていましたが、埋立承認のときにもかかわっていたのですか。

○新里勝也水産課長 埋立承認を知事が行った時点で、私は水産課におりました。かかわり方としましては、埋立承認を行う土木建築部から水産課長宛てに意見照会がございまして、それに対して水産課長の意見を提出したという意味でかかわっているという状況でございます。

○砂川利勝委員 どちらもかかわっていて、内容は熟知されていますよね。

○新里勝也水産課長 岩礁破碎等許可についてはしっかり対応しております。埋立承認にかかわった分については、当然に承知しております。

○砂川利勝委員 先ほどの土木建築部から照会があった内容はどのようなものでしたか。

○新里勝也水産課長 そのときの意見書が手元にございませんで、概要的に説明させていただきましますけれども、土木建築部から水産資源、漁業の影響についての意見を求められました。我々からは、漁場であることからどうしても影響は出ると言いながら、手続的に岩礁破碎の許可が必要です、工事に当たっては漁場環境に影響がないように最大限の配慮をしてくださいという内容の回答をしております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 この調査をする前に、純然たる行政レベルでいうと、私はそのぐらい岩礁破碎、水産資源を守るというようなスタンスで審査に臨んだと思いますけれども、そのときの漁業資源の調査、もしくはサンゴ礁の被覆密度等については、あらかじめ県は把握していましたか。

○新里勝也水産課長 サンゴの被度—サンゴが何%ぐらい占めているかという一つの指標がありますが、その被度のデータについては、我々が独自の調査を行ってデータとして持っているものではなく、事業者の沖縄防衛局が調査したものを申請時に提出してもらい、それを審査したところでございます。我々が持っている情報は、周辺で行われている漁業の実態、漁獲量等については持っていますので、それへの影響という点で、提出された情報と我々が持っている情報とで審査を行ったということでございます。

○座喜味一幸委員 沖縄防衛局は、少なくとも想定されるであろうサンゴ礁等の影響を事前にわかっているわけで、調査した結果を持っていたと思うのです。沖縄防衛局はどういう基準を持って、岩礁破碎に対して現状はこうですが、できるだけこういう状況のこういう密度の低いところを中心にしますとか、多分、担当者レベルでは議論されたと私は思っております。そういう面では、どの程

度の議論をされていますか。

○新里勝也水産課長 サンゴの情報については、事業者である沖縄防衛局から、岩礁破碎等許可申請に係る基本的な考え方についてという資料を提出していただいております。その中にサンゴ類の生育状況等のデータが入ってまして、それをもとに沖縄防衛局としては、サンゴへの影響を緩和するために移植を行うということも盛り込まれてまして、その情報をもとに我々は審査をしたところでございます。

○座喜味一幸委員 被度については、沖縄防衛局は調査の上、この程度の被度によって一できるだけサンゴのないところで、我々は工事のアンカー等をおろしますという基準を示したと私は思っているのです。その辺は記憶はありますか。

○新里勝也水産課長 我々の岩礁破碎等許可手続の前に、既に埋立承認の手続が行われておりまして、その中で影響評価はなされているところです。我々は、先ほど申し上げた基本的な考え方の中で、サンゴの被度の少ないところにそういう構造物をおろす、あるいは多いところについては移植をするという説明を受けて、審査したところでございます。

○座喜味一幸委員 要するに私が理解しているのは、沖縄防衛局は地域の水産資源、サンゴ礁の被度等も調査して、我々は5%だと記憶しておりますが、それ以下のところに重要な構造物、アンカー等は入れますという誠意を持って協議が進んでいたと理解しています。写真等を見たときに、写真を見るというよりも、周辺サンゴにおけるサンゴの被度状況、その中でアンカーが設置された影響については、私にはサンゴというものが見当たらないのです。多分これは議論になると思うのですが、石も岩礁だと言うのか、割れているものは石だと言うのか、新聞に出ているのはサンゴが2つに割れているというような話がありますけれども、県はその辺を明確に説明しなければ誤解があると思います。これはなぜかということ、なぜここだけでそれだけのサンゴ礁の破碎調査をするのか。もっとほかの現場ではサンゴの被度が高い地域等があって、今後そういうものに対して許認可等を出して、漁業調整規則等であなたたちは漁業資源を守らなくてはいけません、こういうことが県全体の規則の運用としてダブルスタンダードだと言われたいためにも、あなたたちが今回した調査は何なのかと。どういう基準ですかということを示さなければならない。写真だけで

見て、これはサンゴで、あれはサンゴではないという議論はすべきではないと思っているのです。その辺はどうですか。

○新里勝也水産課長 先ほどからサンゴの被度ということが議論になっていると認識しておりますが、生きているサンゴは、我々の岩礁破碎等許可制度の中では直接対象にすることはないという認識で、あくまでも我々は海底地形としての漁業の基盤が改変されているかどうかというところを審査するために、調査を行ったということでございます。

○座喜味一幸委員 漁業調整規則は資源を守るという大きな意味と、もう一つは、そこでなりわいとする漁民の漁場を保全するという大きな柱になっていると思います。そういう意味で、この地域の漁業者と一県が中に入ったかどうかはわかりませんが、漁業資源の守り方は具体的に協議がなされたものと思っております。そういう意味において、漁業者とこの漁場の保全の仕方、サンゴの保全について細かいところまで約束事はあるのですか。

○新里勝也水産課長 漁場の保全については、当然に我々は漁業調整規則の運用に当たって、水産資源の保護・培養という視点で運用しているところでございます。漁業権者の名護漁業協同組合と我々が直接協議するというのではなくて、あくまでも事業者が利害関係者としての漁業権者とそういう調整をして、同意を得て同意書を申請書に添付して、県に出していただくという流れになっております。

○座喜味一幸委員 この辺は、今後とも各種—我々は四方を海に囲まれているから、いろいろな事業が出てくるわけです。私も一度海を干拓した側でありますので、今回初めてアカデミックな、複雑な公有水面埋立法による監視という事業は見たことがないのですが、今後それが他にも及ばないように、今回ルールをつくる必要があると思っておりますので、その辺は承認から取り消しまでした担当者もいる。その中で、私は一貫した行政の審査ルール、評価の基準、そういうものをもう一度、ない部分はしっかりとしておかないと今後大きな混乱を来す。その辺は心してしっかりとしなければいけないと思っておりますが、どうですか。

○島田勉農林水産部長 我が部においては、漁業調整規則に基づく岩礁破碎等許可の仕事をしておりますので、これについては同規則第39条の取扱方針で定

めておりますので、それに基づいてしていると。今、委員はきちんとしたルールづくり、基準が必要ではないかとおっしゃっていますけれども、なかなか沖縄の海底は地形がかなり複雑でありますので、一律に基準を当てはめることが適当であるかというのも疑問がありますので、今のところ、その都度その都度その地形に合った取り扱いを行っている状況です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほどの説明ですが、許可区域外に設置された構造物の周辺において、砂利のほとんどがなくなったり、構造物の大半が砂に埋もれたり、構造物の下が空洞になっていると。海底地形に大きな変化があったということですが、この行為、その現状が発見されたと。これは沖縄防衛局のコンクリートや工事の影響によるもの—サイズは別として、大きさ等は後で聞きますが、皆さんが想定されるものとして、沖縄防衛局のケーソンなり、工事の影響なり、いろいろな準備によるものと今思われているのですか。

○新里勝也水産課長 事業者が構造物を設置したこと、その後の時間の経過と台風等の経過で埋もれたり、あるいは少しずれたりという状況になっているという確認はしたところでございます。

○崎山嗣幸委員 当然にこれは、沖縄防衛局のボーリング調査なり工事に伴うもので、今言われている2月に比べて変化しているということで理解してよろしいですね。

○新里勝也水産課長 お配りの資料1枚目の調査結果で事例として挙げているものについては、そういうことでございます。

○崎山嗣幸委員 漁業調整規則の目的ですが、先ほどからあるように、漁業法や水産資源保護法に基づいているので、漁業秩序の確立ということで言われていますが、その中における岩礁破碎許可についても、これは当然にそういった漁業法、水産資源保護法を守るという意味で私は設定されていると思いますが、この中には地形の変化、環境の変化、岩礁破碎についてはそういった土砂、岩石破碎等となっておりますが、皆さんが言われたものについて、そういった岩礁破碎については地形の変化、環境の変化、土砂や岩石の破壊等とあると思う

のですが、これは今、言われている現状からするならば、岩礁破碎上好ましいものではないのではないですか。皆さんが漁業調整規則に基づいて岩礁破碎許可を与えたものについて、現状がそうなっているというものを漁業資源、海洋資源、そういったものについては破碎されたり—それは汚濁もそうですよね。環境の変化、そういったことはしてはいけないというのが漁業法、水産資源保護法、岩礁破碎許可の対象ではないですか。コンクリート構造物の20トン、40トンという話はおいておきますが、それ以前の問題点として、そういうことをしてはいけないということが漁業調整規則の目的ではないですか。私はそう理解しておりますが。

○新里勝也水産課長 今の状況ですが、そういう構造物を設置するという報道がされて、我々は、沖縄防衛局にはそれ以前からそういう行為がなされる際には協議してくださいということを申し上げていましたし、設置以降もそういうことを申し上げながら、しかし、残念ながらそういう協議はなかった、そういうものが設置された。我々としては、許可をしている観点からそれを現況把握する必要があるということで、調査を実施したものであります。

○崎山嗣幸委員 皆さんから先ほども質疑があったのですが、ここで漁を営んでいる皆さんに、漁業権を設定されている皆さんは、第一種共同漁業、第二種共同漁業、特区第72号、潜水機漁業、一本釣り、素潜り等あって、皆さんに言っていることについては、漁業組合、漁業者、行政機関に対しても、この場合については海水の汚濁に影響を受けさせるなど。汚濁防止にも努めなさいと。漁業水産資源に影響しないということで注意を払う必要がある。皆さんは意見を述べたと言っていますね。そして、工事を実施することについて、先ほどあったように岩礁破碎許可をとりなさい、もしくはサンゴ移植のためには特別採捕許可をとる必要がありますということで意見がありましたね。漁業権者である漁業組合に対しても、皆さんは資源保護のために意見を言っているわけです。しかし、これが仮に不測の事態が起こった場合には、皆さんが許可したもので今言われている地形の変化、環境の変化といろいろと起こるときには、それは協議することになっているということが、仲井眞知事が承認するときの条件だと皆さんは意見で言っているのではないですか。そういう中身として私は受けとめています。ですから、これは皆さんが調査をされて、海底地形の状態に大きな変化があったと言っているわけですから、これは皆さんが先ほど答弁された漁業権者に対して言ったこと自身が、不測の事態が起こったときについては協議するということには該当しないのですか。私はまだブロックの話はしてい

ませんよ。不測の事態というのは、皆さんが言ったのではないですか。

○新里勝也水産課長 崎山委員がおっしゃる協議というところですが、埋立承認の中でそういうものが出てくるときは、協議を行うことという指示がなされていると認識しております。我々は、突発的なことが起こった場合には、事業者と漁業権者の中で汚濁防止協定が結ばれておまして、それに基づいて現地で対応するような位置づけになっております。さらに我々が許可する際の条件として、汚濁が生じた場合には直ちに工事を中断して、被害を最小限にとどめる措置を講ずることと付して、さらに事業者に対して適切に対応するように指導しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 現在の漁業権者、漁をしている皆さんが申し立てている養殖漁業は、そういった水産資源に影響がなくて、滞りなくされているということですか。私が聞いているのは、調査をしたらそういうことがあったと言うから、皆さんが意見を述べたものについて協議事項に当たらないかと聞いているのです。現状として、例えば区域内・区域外についてその影響は起こっていないのですか。例えば第一種共同漁業のヒトエグサ漁業、ウニ、シャコガイ、刺し網漁業、モズク、潜水漁業、そういったものに対して区域外、区域内含めて影響は起こっていないのですか。起こったら協議するというのを、前知事が皆さんの意見を述べているということ、私は言っているわけです。今ではないのかと聞いているのです。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新里水産課長から、委員の質疑にあった「協議」については、埋立承認手続の中での「協議」を指していると思われる。一方、岩礁破碎等許可においては、事業者と漁業権者は汚濁防止協定を締結しており、突発的なことが起こった場合には、当該協定に基づき漁業権者が事業者に対して措置を講ずるよう申し出て、現地で適切に対応することとなっているとの説明があった。

それに対して、崎山委員から、漁業者から影響があったとの声は聞いていないかとの確認があり、それに対して新里水産課長からは、今のところ聞いていない旨の回答があった。)

○崎山嗣幸委員 いろいろとかみ合わないの、私からすれば、埋立予定区域

外も含めて漁場が損なわれているのではないかについて、皆さんが区域外においてそういうことが起こったと言うから、私は漁業資源、水産資源が破壊されているということを言っているわけです。ですから、先ほどから漁業調整規則の中で地形の変化、環境の変化、土砂岩石をするものについては漁業調整規則でしっかり規制をされているわけです。規制されているものを皆さんが海底地形の大きな変化があったと言うから私は聞いているのであって、コンクリート構造物が20トン、40トンだったかは別の話で私は言っているのであって、大きな環境影響を与えたのではないですかということについて聞いたわけです。

それは堂々めぐりですのでいいのですが、漁業資源の問題や水産資源の問題については、あくまで個々の海域における水産資源、海洋資源を守るための法律と規則があって、これにしっかり照らし合わさないといけないと思いますが、皆さんからするならば、取り消しの問題も起こっていますが、今、調査した関係で沖縄防衛局のコンクリート構造物によって影響したかどうかについては、基準というか、今説明しましたよね。どの程度発生されているかという基準は持ち合わせていますか。海底に影響させたのか、岩礁が破碎されたのかについて、これが許可違反だということの基準を持ち合わせていますか。

○新里勝也水産課長 基準ということですが、数値基準というのは持っていません。それはこれまでも御説明申し上げておりますように、県内の海底地形が非常に複雑で多様であるということから、ケースで対応するという考え方で、総合的な判断をするように対応しているところでございます。判断についてですが、今回の状況を踏まえて我々もいろいろと評価・検討しているところですが、取扱方針の中で岩礁破碎行為と地形を可変する全ての行為というように位置づけしております。その行為ですが、可変する全ての行為に当たるのか、水産資源の影響が軽微として協議により許可申請を不要とする行為に当たるのか、あるいは岩礁破碎等の行為ではないと定義された船舶の投錨というものに当たるのかということと比較考量しまして、検討した結果、今回のものについては、これを根拠として行政処分を行うことはできないと判断したということでございます。

○崎山嗣幸委員 私は、コンクリートブロックが4トンだろうが、20トン、45トンであろうが、それを何百個置こうかという基準を言っているわけではなく、先ほどから言っているような漁業調整規則の目的に沿って、海底を大きく変化させてきたことがどうなのかと聞いているのです。今の水産課長の答弁では、岩礁破碎許可を与えたものが、先ほど説明されたようなコンクリート構造物の

判断によって、許可を与えたその範囲内であって、違反をして取り消すまでに至らないという判断をしているという受けとめ方でいいのですか。それとも、そこは2月から歳月がたっていて、なかなか判断が難しいという状況なのか。この2回における調査においては、岩礁破碎許可違反の程度が高くて取り消しをするというところまで至っていないという判断ですか。

○新里勝也水産課長 今回の調査結果をもって行政処分を行うことはできないと判断したということでございます。

○崎山嗣幸委員 2回にわたる調査の中で、この調査の段階ではできないと判断したということによろしいですね。

○新里勝也水産課長 岩礁破碎の制度で海底地形を改変する行為として岩礁破碎や砂利採取等もございますけれども、2月と9月に行った調査結果では、時間の経過で今回の結果をもって行政処分を行うことはできないと判断したということが結論でございます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 潜水調査について、詳しくは別の委員会ですと思いますが、今回は報告だけだと言っていますが、もともと岩礁破碎、サンゴと石の違いは一先ほどの説明からすると、5%くらいは破損されていると。写真を見たら、どれが本物でどれがにせものかわからないくらい、後ろから撮っているのか前から撮っているのか、写真自体が。これを利用して、皆さんは潜水調査ということで決定しているのですか。

○新里勝也水産課長 先ほども申し上げましたけれども、サンゴは動物でありまして、岩礁破碎許可制度の対象にはならないということでもあります。今回の調査は、限られた時間の中でたくさんの写真を撮ってきたのですが、この写真を一つ一つ細かく分析して、今回、そういう結論に至ったということでございます。

○新垣哲司委員 写真をもとに分析したということですか。どういう方々が分析して、このように結論づけたのですか。

○新里勝也水産課長 我々は海底の中の状況を把握するために、写真撮影とビデオ撮影もしております、それを見ながら我々が持っている情報、知見をもとに中身を細かくチェックして、そういった判断に至ったということでありませう。

○新垣哲司委員 このブロックというのは、台風が来ても動くと思うのです。ある程度のことで一季節風によっても変わると思いますが。5トンから45トンまでのブロックを定礎するには、写真から見て、これが岩礁破砕だと言えますか。当然にあれだけのトン数を置いたら、どこもあのようなようになるのではないですか。

○新里勝也水産課長 本来であれば、設置した直後の2月に調査をしたかったところですが、おっしゃるように、その間に台風が何個か接近・通過したということがございまして、状況が変わったと。その結果を踏まえて、今回はその結論に至ったということでございます。

○新垣哲司委員 もともと砂地の上に置いたのが、それが台風で動いてこうなったという意味ではないのですか。

○新里勝也水産課長 そういう部分もあるかもしれませんが。全体としてたくさんコンクリートがありますので、砂場だけではなく、そういう岩礁の上にも置いてありますので、それを一つ一つ写真を撮って分析したということでございます。

○新垣哲司委員 沖縄防衛局がその当時にするときには、問題はなかったということですよ。

○新里勝也水産課長 当該事業者がこういう行為を行ったことが、我々の規則に抵触する可能性が高いということで、我々が調査を行ったということでございます。

○新垣哲司委員 サンゴの破壊もあると言っていましたが、サンゴはどのくらいの破壊があるのですか。正確には出てこないのですか。

○新里勝也水産課長 サンゴが破壊されているところも一応確認しております

けれども、我々としては、あくまでも先ほどから申し上げておりますように、生きているサンゴではなくて、海底地形としてのサンゴ礁の改変があったかどうかという視点で調査を行ったということでございます。

○新垣哲司委員 漁民の皆さんから、特にこのことについて何か申し入れがありましたか。

○新里勝也水産課長 先ほど申し上げた当該漁業権者である名護協同組合からは、我々のほうにそういう話はございません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 仲井眞知事が許可した範囲、埋立予定区域と思うのですが、この臨時制限区域との違いですが、許可したのはどこですか。

○新里勝也水産課長 1ページの図でいいますと、岩礁破碎等の許可を行ったのは青い線で引いた部分です。

○具志堅徹委員 一、二年前に、台風が来る前に設置されたアンカーみたいなもので、160個ぐらいから120個、130個なくなっているのです。その辺についての解釈はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 我々もその影響は気にしておりますが、それを潜水調査の中で探したところですが、数個程度しか確認できず、大部分は確認できませんでした。

○具志堅徹委員 100個以上なくなっているということは、台風の影響もあるけれども、大きなコンクリートでも半分埋まっている状態です。小さいですから下に相当潜り込んでいるのが当たり前であって、ちょっとしたアンカーですから、どこかに流れていくというものではないのです。向こうは砂地でもあるし、岩場でもありますし、あるいは海藻等の場所でもあると思うのですが、潜り込んだというものが130個の行き先だと思うのですが、その辺についてどう理解していますか。

○新里勝也水産課長 先ほど申し上げたように、確認できなかったということですので、推測の域を出ないと思います。

○具志堅徹委員 このような状況で、石かサンゴかの違いという話をしていましたが、サンゴというのは動物で、死んだら骨になって、石にもなるわけです。言ってみれば石でもあり動物でもあり、一体なのです。それが岩場であり砂場です。これで構成されている湾の特別な海域だと思うのですが、その辺の石かサンゴかというだけで決められる話ではないと思いますが、どうですか。

○新里勝也水産課長 一般論として、生きているサンゴが死んで、その死骸が堆積してサンゴ礁が形成されるというのは承知しております。しかし我々の制度上は、生きているサンゴについては漁業調整規則上でいう特別許可をとるという位置づけにしております。もう一つのサンゴ礁という地形については、第39条の岩礁破碎許可で運用するというような位置づけです。制度の運用上はそのような位置づけになっていると思います。

○具志堅徹委員 皆さんの報告では、前半の調査結果という1枚目から2枚目の結論がありますが、結論の出し方が気になっています。前まではいろいろと変化があったり、指摘されている写真もありますが、こういうことを見ながらも、コンクリート製構造物の設置に伴って岩礁破碎がなされたかどうかというこの辺ですが、私は明らかにいろいろと被害を与えていると思うのですが、それがよくわからないという、判断することができないという結論が私にはよく理解できないのです。前半でいろいろな変化があるということで説明していますが、しかし、結論は出せないという結論になっていますので、この表現の仕方はどうなのかと思いますが、その辺の説明をお願いします。

○新里勝也水産課長 同じことの繰り返しになるかと思いますが、そういう現在の状況—2月に設置されて、半年以上たった現在の状況を今回把握させていただきました。その状況をもって最終的に、許認可の制度上、岩礁破碎がなされたかということを判断するのは困難であるというような結論でございます。

○具志堅徹委員 岩礁破碎は明らかだと私は思います。以上です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今、ブロックが置かれているものは、ボーリング調査の間で行うということで、恐らく皆さんから、本格着工に入る前にはそれを引き上げなさいというような指示を出していたかと思うのですが、その取り扱いはどうなったのでしょうか。

○新里勝也水産課長 その指導・指示は、恐らく土木建築部からなされている指示だと認識しております。我々からは、汚濁防止膜を設置することで許可はしたということでございます。

○仲村未央委員 通常の工事であれば、汚濁防止膜は埋立予定区域の周辺になされるという範疇でいわゆるアンカーに該当する場合は、埋立区域の周辺を通常はいうわけですね。ところが今回の場合は、全く埋立区域にかかわらない、埋め立てに直接に関係する周辺ではないところにアンカーを落としていると。これが岩礁破碎等許可区域外ですよ。そうすると、ここは通常の埋立工事であるところの周辺域には入っていないわけですよ。つまり、アンカーを落とすという汚濁防止膜の範疇の都合と、今回のここで落としている都合とは、全く別の理由でここは落とされているわけですよ。

(休憩中に、新里水産課長から、通常、汚濁防止膜は埋立予定区域の周辺に設置されるが、今回は、工事施工が効率よくできるという理由から、埋立予定区域と臨時制限水域との間に汚濁防止膜を設置したいとの計画申請があり、それを許可したところである。一方の臨時制限水域ライン上のコンクリート製構造物については承知していないとの説明があった。)

○仲村未央委員 そうであればこそ、皆さんはそれ以上のことを停止しなさいという指示は、この間、再三にわたって出してきたわけです。それについては応じないと、協議にも応じてこないということですよ。

もう一つ聞きたいのは、今、岩礁破碎の許可の期限はいつになっていますか。

○新里勝也水産課長 平成29年3月31日です。

○仲村未央委員 今の許可の範疇というのは、あと1年と3カ月で岩礁破碎の許可は失効するわけですよ。もしこのような形で制限水域に改変を加えるよ

うな行為を今後も事業者がするという認識であれば、今の埋め立てに係る岩礁破碎許可が失効する一次の許可の更新、あるいは本来であれば今の許可の変更届という形も含めて、私は、本来は事業者がこの岩礁破碎許可をこの範囲において申請すべきことだと思うのです。今、この範囲でしか得られていない岩礁破碎許可をもって、曖昧なまま全く違う場所に改変を与える行為が、許可をしていないけれどもなされているという状況があるわけです。ですから、今の免許が失効する、あるいは皆さんがさらに踏み込んでその指示を出されるのであれば、本来はこの改変に与える行為に該当するのであれば、ここまできちんと岩礁破碎の許可申請をしなさいということをしらせるべきだと私は思うのです。そこはいかがですか。

○新里勝也水産課長 そのことについては、設置する前から、設置した後も、まずは協議をしてくださいと。我々の取扱方針に基づいて協議をしてくださいと。その協議の結果、その方針でいう軽微な部分に該当するのであれば許可不要という判断。あるいはそうではなくて、海底地形を改変するという判断であれば当然に許可申請をしていただくということについて、ずっと継続して指導しているところでございます。

○仲村未央委員 私は、このような数々の不誠実な行為が散見される、しかも改変を与えていることが確実である以上、やはり岩礁破碎の状況がこれだけのタイムラグの中で直接的に確認されなかったにせよ、今ある数々の不誠実な協議に応じないことも含めて、岩礁破碎の取り消しに該当する要素として十分に考慮に値するということを考えておりますので、そこは再度の検討を含めて、そして今の免許の失効も想定しながら、ぜひ対応いただきたいと思います。もしコメントがあればいただきたいと思います。

○島田勉農林水産部長 今回の調査結果ではこういう結論になりました。これまでも水産課長から答弁があったように、協議をしなさいという指導もしております。また、今の許可が平成29年3月までですので、その後そういう状況が続いた場合には、当然に申請なり協議をしてくるのだらうと思いますので、それについては、取扱方針に基づいてきちんとこちらに対処したいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、名護市辺野古沖における潜水調査の調査結果について、農林水産部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

前田光幸文化観光スポーツ部長

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料は、議会配付資料であります平成27年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）一議案書となっておりますので御確認ください。

議案書の18ページをお開きください。

乙第18号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者について、一般財団法人沖縄美ら島財団を平成28年4月1日から平成33年3月31日までを指定の期間として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本議案の説明となります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** この議案ですが、今回は沖縄美ら島財団が受けていますよね。前はどちらでしたか。

○**前原正人文化振興課長** 文化の杜共同企業体でございます。

○**崎山嗣幸委員** 今回、この財団にかわった理由は何ですか。申し込みはこの1カ所だけですか。

○**前原正人文化振興課長** 応募をしてきたのがこの1者でございます。

○**崎山嗣幸委員** 一般財団法人沖縄美ら島財団—美ら島財団は、御承知のように県の外郭団体で県の出資もあると思いますが、そういった財団が今回指定管理者をされるのですが、競争原理が働かないと思うのです。そこは美ら島財団がずっと管理していくことになると思うのですが、そこで皆さんの考えですが、その美ら島財団に指定管理をさせることについてと、ここは県の出資額が幾らなのか。収支の問題。県から出資を受けて、収入は財団の収益に上がって一聞くとところによると、この財団は年間10億円の利益を上げて、県内のトップ企業と言われているくらいの財団らしいのですが、ここの扱い方については、そこが指定管理を受けると入るものは全部収益になると思うのですが、そこはいいというか、適当なのか。そのあり方はどうですか。それだけ疑問があるのですが。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 今回、平成27年度で指定管理期間が終了することに伴い、改めて施設の設置目的等から委託仕様のあり方について検討を行いまして、公募要項を作成しまして公募をいたしたわけでございます。結果として、美ら島財団が応募ということで、それについては審査委員会を開きまして、しっかりと選定基準に基づいて審査をした結果、合格点に達していると。その結果、指定管理者として今回は御審査いただいていると。財団に県が出資している件というお話がございましたが、例えば一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにつきましても県が出資しております。OCC—沖縄コンベンションセンターの運営管理をしていただいています。そういう意味では、しっかりと選定基準に基づいて審査をした結果として、そこを選定しておりますので、我々としては、しっかりそこが今後5年間管理運営をしていただけるものと考えまして、議案として提出いたしました。

○**崎山嗣幸委員** 私が聞こうと思っているのは、審査の結果としてそういった財団一県から出資を受けて、収入は財団のものになって利益を上げていく形態になると思いますが、これがこちらだけではなく財団が管理するその他の収益も上げるという形態になるときに、審査といっても、ここに結局かなう相手がいなくなるということで、競争原理が働かない指定管理のあり方はいいのかということを知っているのです。審査は当然に文句なく決まってくるわけです。安定している収支もありますし、文句なく決まってくるのですが、他者が入る余地もなくなるという形態はどうかなということを知っているだけです。いいか悪いかは別として。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 県立博物館・美術館は、設置管理条例に基づきまして、その第1条に歴史芸術、民族、産業、自然科学に関する資料の収集、保管、展示、調査研究といった役割が位置づけられております。そういった役割を位置づけられた社会教育施設として、しっかり役割を果たしていただくために、県としては、例えば先ほど申し上げた収集管理、展示等の事業につきましては一定の委託仕様書の中で水準を示しまして、それが達成できているかどうかというのを基準に審査しております。こういった設置目的にかなうという形での選定でございますので、そこには複数の応募がある場合もあると思いますが、今回は1者が応募してきたと。そういった理解をしております。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 今回のような博物館・美術館といった文化施設の場合の指定管理者というのは、収益性だけでは判断できないと思うのです。集客力のある展示をすることによって、民間の活力を期待したということを前提としたのでしょうけれども、一方で、県立の博物館・美術館としての学術的な蓄積やその部分のノウハウを指定管理者がかわる中でどのように継承していけるのか。そういう部分は議論の中でどのように位置づけて評価をされたのか。

○**前原正人文化振興課長** おっしゃるように、博物館・美術館は教育文化機関であるとともに、一方で観光施設としての側面も持っております。現在、博物館・美術館における研究については、県の職員が博物館班、美術館班それぞれに学芸員を設置しておりまして、調査研究や企画展の企画は県で行っておりま

す。指定管理者はその運営を行うという形になっております。したがって、研究成果のノウハウ、あるいは教育普及の企画といったところは県の組織の中で引き継がれていくということでございます。

○仲村未央委員 そうなると、指定管理者そのもの自体には、学術的なノウハウや研究専門員などの資格者等は必要としていないという選定になっているのでしょうか。

○前原正人文化振興課長 研究の企画そのものは県の学芸員が企画するのですが、そこにある文化財を取り扱ったり、芸術作品を取り扱ったりして展覧会をしていきますので、やはりそちらにもそれぞれ専門の学芸員を置いていただくという仕様で公募しております。

○仲村未央委員 要望ですが、図書館を例えば今、レンタルビジネスをやっている民間企業に指定管理者をさせたことで、各地でいろいろな話題、問題等々が出ていますね。例えば貸し出しの多い書籍に関してはよいものだと、貸し出しがなければ撤去するかという議論に差しかかるときに、本来の公立の公益としての図書館という施設は、貸し出しが多い少ないにかかわらず、その図書館の考え方や自治体は何を理念としてその図書館をつくっているかによっても、所蔵する書籍というのはただ貸し出しが多い少ないといった問題ではなく、そこにどういう学術を詰め込んでいくかという一つの収益性がない全く違う柱で動いているところもあるわけですね。そういう意味では県立博物館・美術館もそういう機能を大事にしなければ、県立としての意義も損なわれる部分もあると思いますので、収益性、集客性を担う部分と、今言うような県立として何を大事にし、何を蓄積させるのかというところをしっかりと貫けるような環境維持のあり方というのが非常に求められるのかと思いますので、今回は1者しかいないということでいろいろと課題は気になりますが、そのあたりにぜひ重きを置いて、運営に当たっていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

補助答弁者の入れかえをお願いします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が7件、新規陳情が2件となっております。継続陳情7件全てが、前定例会における処理方針と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、新規陳情2件について御説明いたします。陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の11ページをお開きください。

陳情平成27年第101号沖縄空手課設置要請に関する陳情、沖縄県では、沖縄伝統空手・古武道を貴重な伝統文化として位置づけ、その保存・継承・発展を図るため、沖縄空手会館の整備や国際セミナーの開催、「空手の日」演武祭の実施、海外への指導者派遣のほか、空手発祥の地沖縄を国内外に発信するためのブランディング戦略の構築等の事業を実施しております。

沖縄空手課の設置については、沖縄伝統空手・古武道の振興を図る観点から、行政組織編成の原則に基づき、必要性について県と空手団体との役割分担を踏まえ、検討する必要があると考えております。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情平成27年第112号沖縄特例通訳案内士育成研修に関する陳情、県では、沖縄特例通訳案内士育成研修事業の応募要件において、沖縄県内に住所を有し、かつ、継続して1年以上居住している者としておりますが、1年未満の者でも

一時的な移動、沖縄県出身者の県外進学や留学等による場合には対象とする旨定め、添付資料等により当該事由の確認がとれた場合には、要件を満たす取り扱いをしております。今回の陳情案件につきましては、応募要件の確認がとれなかったことから、応募書類を返却したものであります。

県出身者であれば、住民登録期間の大幅な緩和、または撤廃をするとの応募要件の見直しについては、沖縄特例通訳案内士制度創設の趣旨を踏まえつつ、さまざまな事情を考慮し検討してまいりたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第101号沖縄空手課設置要請に関する陳情ですが、陳情者は空手の統一組織、沖縄伝統空手道振興会ではなく、沖縄県無形文化財保持者6人となっておりますが、沖縄伝統空手道振興会の統一見解なのか伺います。

○前原正人文化振興課長 今回の陳情は、沖縄伝統空手道振興会で決めて出してきたというわけではなく、あくまでも陳情者の皆様の御意見であると。沖縄伝統空手道振興会としては、組織として決定はしていないと聞いております。

○瑞慶覧功委員 空手界は2008年に4団体が一つになって、沖縄空手会館の建設というところまで来ているのですが、せっかくまとまっているのに沖縄伝統空手道振興会ではなく、一部の皆さんでというのは、少し問題があるのではないかと思いますのですが、ぜひそこは県もしっかりと入って、分裂しないようにまとめてほしいと思いますがどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 陳情では沖縄空手課の設置という形で出ておりますが、趣旨である沖縄の伝統空手・古武道の振興という思いは、沖縄伝

統空手道振興会も含めて同様なベクトルではないかと思えます。そういった振興を図る上で、どういった施策を打っていくか、空手界との役割分担をどうするのかをしっかりと議論しながら、空手課の設置についてのコンセンサス等を見きわめる部分もあると思っております。

○瑞慶覧功委員 慎重に行っていただきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 陳情第112号沖縄特例通訳案内士育成研修に関する陳情を見たら、地元の方が中国へ留学して地元を優先したいところですが、住民登録期間が3カ月足りなかったために、応募が却下されたということです。皆さんの陳情処理方針を含めて経過をお願いします。

○渡久地一浩観光政策課長 経過について御説明をさせていただきたいと思えます。ことしの7月6日から7月25日までを申し込み期間ということで設定いたしました。この方からの申し込みが届きましたが、確認したところ、沖縄県に居住してまだ1年未満であるということで、原則、応募要件に合致しないと。なお書きで留学等で一学業等を指しますが、一時沖縄を離れ、戻ってきて1年に満たないという方については受け付けするということがありますが、申込書にはそういった記載もなく、それが確認できなかったということで、7月28日に申し込みは受け付けできない旨のメールを送信したという経緯になっております。

○新垣哲司委員 7月25日までに報告がなかったということですが、皆さんの陳情処理方針を見てください。地元を優先すると。大幅に緩和すると。わざわざ留学をして戻ってきて、3カ月足りないからだめだという仕組み、制度自体を陳情者は、もっと緩和していただきたいということなのです。皆さんの陳情処理方針もそうなっているのです。ですから、これを改めることができませんか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 沖縄特例通訳案内士は、県が目指す外国人観光客200万人の受け入れ人材として必要だということで養成しております。一方で県内の雇用をつくっていくという部分もあることから、要件等を定めた

という経緯がございます。今回、留学等ではなかったのですが、一時期海外にいて戻ってきた場合に1年を満たしていなかったと。現在の応募要件上それを拾うことができなかつたのですが、今後は委員からお話があったように、しっかりと人材を確保していくという制度の趣旨もありますので、見直しについては、しっかりいろいろな場合を想定して、不備がないような形で検討していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 今、中国からの観光客を初め多くの方が沖縄観光に見えていますよね。中国語の通訳も足りないというぐらいなのです。どのような誤解があったかわかりませんが、中国の皆さんにしっかり対応できるような専門家が必要だということで、県としてもこういう意欲のある方—観光客をもっと誘致するためにも、来月あたりから見直してはどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 この研修事業は、夏にスタートして大体年明けぐらいに終了いたします。年度の期間として8月から翌年2月までです。次年度も同様のスケジュールで想定していますので、そのスケジュールに間に合うような形で見直しをしていきたいと思っています。

○新垣哲司委員 陳情を見ても、皆さんの処理方針を見ても合致しています。処理方針にもあるようにしっかり沖縄の観光を伸ばす意味でも大事だと思っておりますから、誤解がないようにしっかり取り組んでほしいと思っております。決意をお願いします。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 人材の確保という面でとても重要なお話があったと思っております。しっかり次年度に向けて見直しを検討していきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 新規陳情の第112号の件ですが、メールで返信したと。特例通訳案内士が現在どの程度足りないのか、今、どういう認識で県は取り組んでいるのか説明してください。

○渡久地一浩観光政策課長 沖縄特例通訳案内士と申しますのは、沖縄振興特

別措置法に基づき、国の認定を受けて沖縄県独自で実施している通訳ガイドの育成制度でございます。一定程度の目標を持っておりまして、平成33年度までに中国語の通訳ガイドを300人、韓国語を50人、英語を100人ということでトータル450人育成していこうと計画しているところでございます。現在、特例通訳案内士の数はトータルで206人でございます。

○砂川利勝委員 今回、何名が講習会に参加したのですか。

○渡久地一浩観光政策課長 今回、定員は単年度で90名程度と設定しましたところ、申込者数は179名となっております。

○砂川利勝委員 89名は漏れたのですか。

○渡久地一浩観光政策課長 事前の審査で採用に至らなかったということでございます。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 450名養成する計画で、昨年度までに登録した数が206名でございます。今年度、先ほど観光政策課長からございましたように、応募を経て最終的に86名が現在、研修を受けております。

○砂川利勝委員 206名プラス86名で今後、トータル450名にしていこうという考え方ですよ。179名もいるから90名程度の予定があったと。ただ、この方の場合、2年間も中国に滞在した経験があるという中で、やはり私が言いたいのは、即戦力が重要だと思うのです。そういった中でメール一つで、しかも皆さんは、1年未満の者でもある程度のことがあったら緩和しますと大々的にうたっているわけです。それをこの方に確認しなかったという点についてどう考えていますか。

○渡久地一浩観光政策課長 先ほどの経緯の中で、メールを7月28日に送信したと申し上げましたが、事前審査の申し込み期間からその間までに電話で数回連絡をとってございましたが、残念ながら連絡は受け取らなかったということで、メールを送信させていただいたという結果でございます。

○砂川利勝委員 メール返信もなかったということですか。

○渡久地一浩観光政策課長 メールに対する返信はございませんでした。

○砂川利勝委員 これだけ海外から観光客が来ている中で、このことは重要性があると思います。石垣島においても足りないので、沖縄本島からわざわざ呼んで通訳をさせているという現実なのです。こういう中で、しっかりと即戦力を育てていく、次年度以降そういう方向性をとっていきますという処理方針ですので、しっかりしていただきたいということと、これからも伸びていくでしょうから450名が妥当な数字なのか。今後、200万人を目指す上で450人で足りるのか。もっと広げていくのか。将来的な考え方も含めて答弁してください。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 通訳ガイドの資格としては、全国共通の通訳案内士と地域を限定した地域限定通訳案内士があり、これは全国制度でございます。加えて本県の場合には、特例通訳案内士制度があります。それぞれ資格を持つと、通訳ガイドを有償で行うことが可能です。平成25年2月に計画を策定していますが、その際には将来の伸びに対して、どのような形で対応するのかというシミュレーションを一定程度行っております。制度が始まって3年になりますので、一旦ここで少しレビューはしてみたいと思っております。

○砂川利勝委員 ことし入れて300人弱になりますよね。平成33年度までの計画と聞いたのですが、あと150名ですからこの調子でいけばあと2年間ですぐ突破すると思います。そういう中で、必要性があるのであれば十分に見直すこともやぶさかではないと私は思います。それを踏まえてしっかり検討していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 新規陳情の第112号に関して、砂川委員からもありましたが、この前、台湾へ行ったときのガイドが、中国や台湾から観光客が来る場合、中国人は爆買い等するのですが、言葉が通じない部分があって年々悲鳴を上げていると言うのです。まず言葉を介する人がいないということ。通訳の養成については、確かに部長がおっしゃるような一つの全国共通のレベルを決めて、資格を取らせるのが理想かもしれませんが、実際には英語なり北京語なりで会話できる方が緊急に必要なだと思います。450名と数字がありますが、実際にはこんなテンポでは間に合わないと思います。私はこの前の世界のウチナーンチュ

大会で、西原町のレセプションへ行ったのですが、西原町で何をしたかと言うと、ボランティアで英語を介せる人を募集したのです。パーティには参加者が四、五十名来るので1人、2人では間に合わないわけです。ですから、ワンニンナインドーというボランティアの方が十五、六人来たのです。お金が出る出ないは別として、養成については県がするのですが、民間レベルでもそういった会話教室などがありますか。県は把握していますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 観光の分野で、外国語に対応できる人材の育成事業は平成24年度から行っています。一方で委員からございました民間というお話になりますと、統計等は把握しておりませんが、例えば新聞等でサークルを募集していたりしますし、ちまたではそういった同好会を含めていろいろな形で活動があるのだろうと承知しております。

○喜納昌春委員 常々思っているのが、せいぜい今から緊急にしようと思ったら英語、中国語、韓国語がメニューになっていますが、私は、南米との関係からすると、沖縄的にはスペイン語、ポルトガル語の通訳を他府県にも増して養成しておかなくてはいけないと思うのです。南米に行くと、顔立ちは全くスペイン人、ポルトガル人ですが、魂はウチナーンチュで片言のウチナーグチを話す方がいます。通常語はスペイン語、ポルトガル語です。私の知人で、80歳くらいになる方がいますが、県内でポルトガル語が話せる人がいないのでしょうか、ポルトガル語が絡む場合は、県警から通訳を頼まれるらしいのです。この方は80歳くらいになりますが通訳がないわけです。世界のウチナーンチュ大会等で交流する場合は、とりわけ南米、ブラジルが一番県人が多いところですから、スペイン語やポルトガル語もメニューに入れて、こつこつとふやしておかないと、いきなりふやすことはできません。北京語や英語も多く必要になると思います。そういう意味での用意。県レベルでもそうですが、市町村レベルでも対応しなければなりません。資格を持てば雇用にもつながるということですが、沖縄の場合はそれだけではなく、人的交流の場で言葉が話せる人がたくさんいるという状況をつくることをかなり速度を速めて……。県はもちろん、市町村レベルを含めて、那覇市にしてもそうですが、西原町などの町レベルでも交流しますから、そういう動きは肝要だと思います。通訳の資格を取らせる場合、逆に観光業者やいろいろな企業との……。179名応募があっても規定上は86名しか研修できないということですが、やりたいという人は即戦力であるわけですから、本当は予算をふやしてでも応募した方は学習できるような……。ことは80名、来年も80名ということではなく、沖縄の今の伸び方からすると速度

を速めて通訳を養成するべきではないかと思っているのです。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 来年の10月末に世界のウチナーンチュ大会を開催するというので、1年前に第2回の実行委員会を開きまして、そこで基本方針等を定めました。いろいろな交流事業の企画募集を始めておりますが、委員からございますように、そういった交流事業の中で南米の方々に対する対応という部分では、前回大会以前もそうですが、基本的にボランティアの募集をしていこうと思っております。5年の間にどのくらいそういった人材がふえているのかということもありますが、まずは募集をかけながら、もし足りないということであれば、何らかの対応をしていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今、クルーズ船の大幅増の計画があります。宮古島もそうです。当面早急にしなければならない課題がたくさんあります。1つは、離島はWi-Fiの整備がほとんどされていない。Wi-Fiのあるスーパーにたくさんの方がたむろして午前様までいる。そういう状況が起きております。観光客に対する満足度を上げるという考え方が述べられていますが、Wi-Fiの整備、空港でのルーターの貸し出しやSIMカード自動販売機の設置、両替のありよう等の課題が既にパンク状態になっております。通訳もクルーズ船が入るときに沖縄本島から来るという状況になっております。そういう意味では速やかな対応をしなければ、離島の観光の信頼を落としてしまうという状況ですので、その辺の現状の把握や取り組みはどうなっているか聞かせてください。

○茂太強観光振興課長 Wi-Fiの整備あるいはATM機器の設置については、過年度から実施しておりまして、かなりの程度設置しております。Wi-Fiの設置については、離島では平成24年から平成26年にかけて88機設置しております。

○座喜味一幸委員 来年に向けて宮古島も石垣島もクルーズ船が相当ふえるのです。外国人観光客が相当ふえているのです。今、現場で何が起きているのか。離島観光をしっかりとしようという立場ですから、今、何が問題なのかということと申し上げました。Wi-Fiがなければならぬこと。それに相当するルーターを貸し出せる体制があるのかということ。場合によってはSIMカード自

動販売機の設置でもいいのです。また、両替所が極めて不便である。こういうことを含めて、どうするのかという話をしっかりと速やかに対応しなければならない。一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローに約50%の補助を出して、今、言っているものを設置をしていることはわかっています。宮古島全体の市街地の中で三十数カ所しかないということは、ほとんどWi-Fiは使えないということなのです。観光の主要拠点においてWi-Fiが使えないという状況は、極めて観光インフラの未整備だと指摘せざるを得ない。そういうものに速やかに取り組んでもらいたい。先ほど喜納委員がおっしゃっていたように、通訳についても、一々来るたびに派遣することが望ましいのか、県としてのバンクから、各地域のニーズに合った嘱託派遣業務ができるかできないかということも検討の一つでしょう。ぜひとも今、那覇市だけではなく地方にも観光客がどっと押し寄せて、急激に右肩上がりになっていることへの対応をしていただきたいということを希望しておきます。

先ほどの特例通訳案内士の話ですが、今回は86名の受講者がいたと聞きましたが、受講した方はほとんど通るのですか。

○渡久地一浩観光政策課長 受講された方については、一定程度研修をこなしていただいて、そこにしっかり参加をしていただければ、最終的に簡易な試験、面接や実技的なことをして認定はしますけれども、ほとんどの方が資格を授与されるといった結果になっています。

○座喜味一幸委員 中国語の通訳はどうですか。今の300名の目標に対してどのぐらいで、今の状況で行くところの四、五年の目標はこれで十分なのか、またトータルとして見たときにその枠は妥当なのですか。

○渡久地一浩観光政策課長 今のところ、目標数は若干超えているような状況で、最終的に中国語を含めて450名には到達し、目標数はクリアできると考えています。

○座喜味一幸委員 今後はどうお考えですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 研修事業を始めて3年目に入っていて、一部の言語については目標を既にクリアしつつも、離島を含めて県内の外国人観光客が急増していますので、不足感が出ているのは承知しております。実は私も、9月に宮古島行きアモイ発のクルーズに乗りまして、現地の受け入れ状況

や、どういったところを周遊しているかをつぶさに見ました。委員からございました状況は肌身で感じていますので、今後、人材確保という観点で研修事業をレビューしながら、改善する必要があるればしっかりやっていきたいと思えます。

○渡久地一浩観光政策課長 委員から質疑からあります中国語に関して、ことしの受講者は86名で、そのうち中国語が64名ということで多数を占めている結果でございます。

○座喜味一幸委員 今回の観光インフラの話と人材育成の件を速やかに、場合によっては特例通訳案内士は前倒しで準備しないと……。離島に来て、今どきWi-Fiも携帯電話も通じない、両替所もないという印象を観光客に与えてしまうという印象は来ませんよね。離島観光は極めて重要な過度期にきているということをご指摘しますので、文化観光スポーツ部長の決意を最後に聞かせてください。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 外国人観光客の満足度調査を実施いたしますと、やはりWi-Fiや外国語対応、両替という部分で満足度が2割程度と低い状況です。Wi-Fiについては県は、例えば、事業者や自治体ごとにWi-Fiのシステムを導入する場合、その地域ごとに一々認証をしなければならないのですが、利便性の向上に向け、認証を統一化する等の事業を次年度以降に着手する予定で検討しております。ATMについては、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて、観光庁も全国的な呼びかけをしながら、主要コンビニエンスストア等で導入を進めていくという状況もあるようですので、そこもしっかり注視しながら、県としてやるべき部分があれば取り組んでいきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 観光特区ですから、全国に先駆けて先進的な基盤整備をしていただきますよう希望します。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 しまくとぅばの事業が始まって、いろいろ本をつくったりしているのはわかります。私はバスに乗っていて、キャンペーンの仕方も実がいい

ですよ。この事業の中では行政、文化団体、民間企業、教育関係等の人たちと連動させて、もっと盛り上げていくということがうたわれていますが、各地域において、ここが突出しておもしろいことをしているというのを県として承知していますか。沖縄県は何をしていますか。

○前原正人文化振興課長 県では9月18日のしまくとうばの日に、しまくとうば県民大会を実施しております。また小学校5年生、中学校2年生を対象に読本を配付して、小・中学校でも教えていただく取り組みをしております。さらに今年度から、文化協会を通してしまくとうばの講師養成講座を始めております。うるま市、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南風原町、南城市、宮古島市、石垣島市の10カ所で講座の取り組みが始まったところでございます。市町村においても、市町村ごとのしまくとうば大会が17カ所で行われております。講座やワークショップといったところも8カ所、辞書やテキスト等を作成している地域もございます。特に特徴的なのが、金武町は、町内の有線放送でしまくとうばのラジオ体操をしたり、北谷町は、しまくとうばの演劇を行っている団体への補助等をしていると聞いております。

○玉城満委員 しまくとうばに対する事業がふえたのですが、先輩たちが一番危惧しているのは何かというと、やはり生の声で伝えないといけない。本がひとり歩きしてしまっている。地域によってはニュアンスや発音が違ってきますので、先輩たちが使っている生の声を聞く機会を子供たちにもふやしていただきたい。また、最近ではインターネットは避けられないと思うので、しまくとうばのアプリをつくりたいというところに対して、補助や援助等をしてもらいたいのです。これに関してはどうですか。

○前原正人文化振興課長 民間では既にスマートフォンでのアプリの開発であるとか、いろいろな取り組みをしております。今、予算要求の折衝をしているところですが、その中で講師養成講座に加えて、民間で既に取り組んでいる方々の活動を支援するような補助事業をつくりたいと思っております。

○玉城満委員 ぜひやってもらいたいと思います。もう一つ、新規陳情の第101号沖縄空手課設置要請に関する陳情ですが、先ほど瑞慶覧委員からもありましたように、せっかくまとまっていると。今、周りの人が言うことは何かというと、オリンピックの競技になって沖縄が発信できるということはありますが、一方では、沖縄の伝統空手というのは、やはり競技空手ではないのではないかと

という人たちもたくさんいるのです。というのは、外国の方たちがこの沖縄まで空手を習いに来るほとんどが古武道、伝統的な型ですよね。そこに沖縄の伝統空手の魅力を見出している外国の方がたくさんいるわけです。ところが、これが競技空手というところに流れはしないかということで危惧している先輩たちもたくさんいるのです。その辺、県はどのように沖縄空手の認識をしていますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今、委員からございますように、沖縄の伝統空手・古武道は、県においても伝統文化として位置づけています。実際にそれを担っている団体の方々も共通の認識だと思っております。一方で、世界では競技空手が主流になってきている部分もございますが、そこはそれぞれに目的があるでしょうし、両立させながら一方で、世界の方々に対して沖縄は空手発祥の地であるということを発信していくことが重要であることから、いろいろな事業に取り組んでいるところです。

○玉城満委員 沖縄を代表する歌三線と一緒にするのはいいけれども、歌三線には余り関係はありませんが、最近、ある民謡協会によっては、小学生に教師免許を与えているところもあるわけです。外からウチナーを学びに来ようとした人たちがこういう現実を見たりすると、ウチナーの伝統性がかなり問われてくる。空手の世界でもこういうことがあってはいけないのではないかと思います。その辺は、県とその団体の皆さんと、沖縄の空手道をどういうところへ持っていくべきかについて、懇話会ではないけれども常にしたほうがいいと私は思いますがどう思われますか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 世界に空手発祥の地沖縄を発信していくことがとても重要だということで、昨年度から発信のためのブランディング検討委員会を立ち上げています。そこには空手の主要団体の方やマーケティング専門の方も入っていただいています。情報の発信方法というのは専門性や知恵が必要でありますので、そこをしっかりと押さえながら発信していきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今、しまくとうばの普及・継承の問題が出ていましたが、

しまくとうばの県民大会に参加しときに、小学校の子供たちがしまくとうばで芝居をしていて非常に感動しました。私自身も小学校、中学校のころは家ではずっとしまくとうばでした。ちょうど学校では、方言チカティナランドーと言われた時期で、本当にしまくとうばが自分の中から消えていく、忘れていくという世代になってきているものですから、子供たちにしまくとうばをどう継承させていくかというのは非常に大事だなと県民大会に参加して痛感したのです。私たちの先輩方はしまくとうばはとても上手ですよ。しまくとうばをいろいろなところで流暢に使う方々がいらっしゃるわけですから、小・中学校に講座をつくって、この皆さん方からしまくとうばで話をしてもらおうということが大事ではないかと思えます。実は糸満市にNPO法人が立ち上げている糸満海人工房があるのですが、責任者の上原謙さんは非常にしまくとうばが上手なのです。しまくとうばで糸満の伝統漁法であるサバニやウミンチュの話をして案内をするわけです。こういう皆さんに学校現場で話をしてもらおうということは、しまくとうばを普及していく上でとても大事ではないかと感じたのですが、どうでしょうか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 学校現場での取り組みについては、直接は教育庁が担当しておりますけれども、我々のほうでは、しまくとうばに触れる機会をつくるのが大事であろうということで、昨年度、読本を作成して配付しました。しまくとうばの日の前後や総合学習等の時間に、読本を活用して島々に伝わるそれぞれの言葉がいかに関特色があって、そしてその地域の文化を支えているかについて理解をしてもらおう、これが第一歩だと思います。そういう意味で、まずは読本の活用を促していきたいと思っております。委員からございます、地域の話者の方々を学校にという部分については、教育庁と意見交換をしたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 しまくとうばは、文化観光スポーツ部だけではなく、ほかの分野とも連携していかないと普及促進は難しいです。私は上原謙さんがすごいと思っているのは、地域の漁法や地域の文化をしまくとうばを通して普及しているという意味で非常にいいなと思ったのです。そういう意味では、各分野のボランティアを活用して普及促進をしていくということが必要ではないかと伝えておきたいと思えます。

もう一つは、沖縄県は観光客がふえています。観光客の皆さんに沖縄を知ってもらおうという意味で、しまくとうばに触れる場をたくさんつくっていくということが非常に大事ではないかと思えます。私はバスを利用していますが、

バスの中でしまくとうばで呼びかけがあります。バスだけではなくモノレールや公共の場でしまくとうばを発信していくということは、観光客に沖縄に来たんだなということを実感してもらい、そして沖縄の言葉に触れて知ってもらうということからしても、非常にいい取り組みとして広めていく必要があるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 地域の方々を学校に呼ぶことについては、先ほど糸満海人工房の方のお話がありましたけれども、実際に市町村とやりとりをしていますと、地域において講師や話者が足りないのだということがありましたので、今年度から話者の養成事業・支援事業を開始しております。話者をしっかり地域にふやまして、そこから学校現場等で普及促進を展開することを考えていきたいと思っております。観光客についても、しまくとうばは沖縄の文化の基層であり、沖縄の文化を知る上でも大事な部分ですので、どうやって御理解いただくかというところもあると思うのですが、そういった部分についてはどんな工夫ができるのか、今後、勉強していきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志堅徹委員。

○具志堅徹委員 本ではなくて生の声をということがありますが、映像でも伝えるということは非常に大事ではないかと思います。各地域に住むお年寄りや、若くても使える方がいるはずですので、映像をつくって子供たちに教えるということも大事ではないかと提案しておきます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第12号議案財産の取得について、乙第16号議案指定管理者の指定について、乙第17号議案指定管理者の指定について及び乙第18号議案指定管理者の指定についての議決議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案及び乙第16号議案から乙第18号議案までの4件は、可決されました。

次に、甲第3号議案平成27年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの甲第3号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情等については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情等54件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章